

須賀川市第4次地域福祉計画(案)

須賀川市再犯防止推進計画
第2次いのち支える須賀川市自殺対策行動計画

地域住民等が支え合い、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、
地域をともにつくり上げていくことのできる

「地域共生社会」の実現



目次

第1章	計画の概要	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の性格・位置付け	1
3	計画期間	2
4	策定方法	3
5	SDGs の理念の反映	3
第2章	須賀川市の現状	4
1	統計データによる推移	4
2	アンケート調査結果	7
3	民生・児童委員との意見交換会での意見	9
4	現状の分析	10
第3章	計画の方向性	12
1	基本方針	12
2	目指す姿	13
3	施策の体系	14
第4章	施策の方向性	15
1	地域住民が交流できる機会の充実	15
2	地域住民同士の支え合い・見守り体制の促進	16
3	福祉を学び、支え合う活動を実践する機会の充実	17
4	地域で活動する担い手の確保	18
5	気軽に相談できる体制の充実	19
6	必要な支援が受けられる仕組みの充実 （重層的支援体制整備事業実施計画）	20
7	権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)	22
第5章	計画の推進	24
1	計画の進行管理	24
2	協働による計画の推進	24
第6章	須賀川市再犯防止推進計画	25
1	計画の基本的な考え方	25
2	現状と問題点、課題	26
3	計画の基本方針と数値目標	31
4	体系と取り組みの内容	32

第7章	第2次いのち支える須賀川市自殺対策行動計画	38
1	計画策定の趣旨	38
2	計画の性格・位置付け	40
3	計画の期間	40
4	計画の数値目標	40
5	須賀川市の自殺に関する状況	41
6	現状の分析	44
7	計画の方向性	46
8	施策の方向性	48
9	重点とする支援対象	50
10	計画の推進	51

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

少子高齢化や人口減少が進行する中、高齢者世帯の増加や、地域における人と人とのつながりが希薄化するなど、地域や家庭を取り巻く環境が変化しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに助け合い・支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

この計画は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法第107条の規定に基づき策定された計画であるとともに、以下の項目を踏まえ策定します。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 計画の性格・位置付け

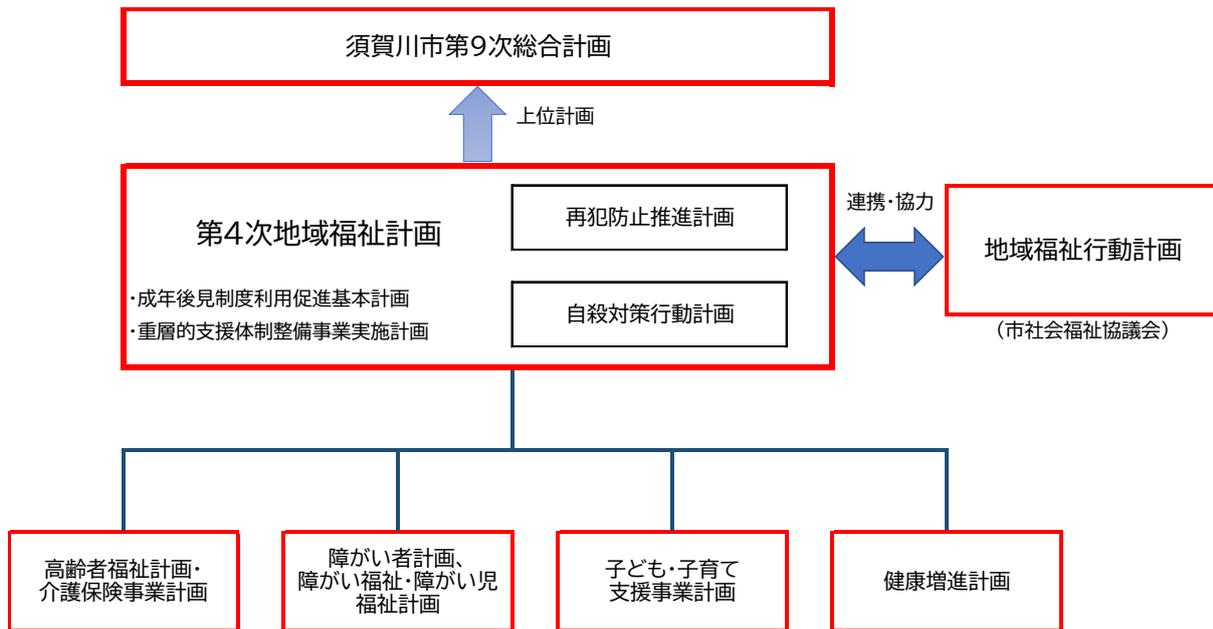
この計画は、本市のまちづくりの指針である「須賀川市第9次総合計画」を最上位計画として踏まえた計画とします。

また、「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、個別福祉計画の共通して取り組むべき事項を定める総合計画であり、これら個別計画共通の計画として取り組むべき事項などを捉え、横断的に地域福祉を推進するための計画とします。本計画では、地域福祉の方向性を示し、具体的な取り組み内容は個別計画において推進します。(次ページ図のとおり)

さらに、地域福祉計画と関わりの深い以下の計画を包含して策定しています。

- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」
- 自殺対策基本法第13条に基づく「自殺対策行動計画」

【計画の位置付け】



3 計画期間

第4次計画の期間は、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とし、関連する他福祉計画との見直しの時期と連動します。

	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
総合計画	第8次計画(5年間)					第9次計画(5年間)					第10次計画	
地域福祉計画	第2次	第3次計画(5年間)					第4次計画(6年間)					
再犯防止推進計画							第1次計画(6年間)					
自殺対策行動計画							第1次計画(5年間)					
高齢者福祉計画	第8次計画(3年間)		第9次計画(3年間)			第10次計画(3年間)			第11次計画(3年間)			
介護保険事業計画	第7期計画(3年間)		第8期計画(3年間)			第9期計画(3年間)			第10期計画(3年間)			
障がい者計画	第3次計画(6年間を3年間延長)						第4次計画(6年間)					
障がい福祉計画	第5期計画(3年間)		第6期計画(3年間)			第7期計画(3年間)			第8期計画(3年間)			
障がい児福祉計画	第1期計画(3年間)		第2期計画(3年間)			第3期計画(3年間)			第4期計画(3年間)			
子ども・子育て支援事業計画	第1次計画		第2次計画(5年間)					第3次計画(5年間)				
健康増進計画	第1次計画(10年間を3年間延長)						第2次計画(6年間)					

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

4 策定方法

本計画の策定にあたっては、福祉関係団体、市民団体、高齢者関係団体、子育て支援関係団体、公募市民等を構成員とする「須賀川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、審議を重ねました。

また、計画策定にあたり、市民アンケート、民生・児童委員アンケート調査、さらには、民生・児童委員方部会での意見交換を実施し、地域福祉を進めるうえでの課題や意見を抽出するとともに、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見を取り入れました。

5 SDGsの理念の反映

SDGs(持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を総合的な取り組みとして推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際社会の共通目標です。

須賀川市第9次総合計画では、各政策をSDGsの定める17のゴールと関連付けることにより、一体的なまちづくりをすすめているため、本計画においても次の7つの目標を実現するため施策を推進します。

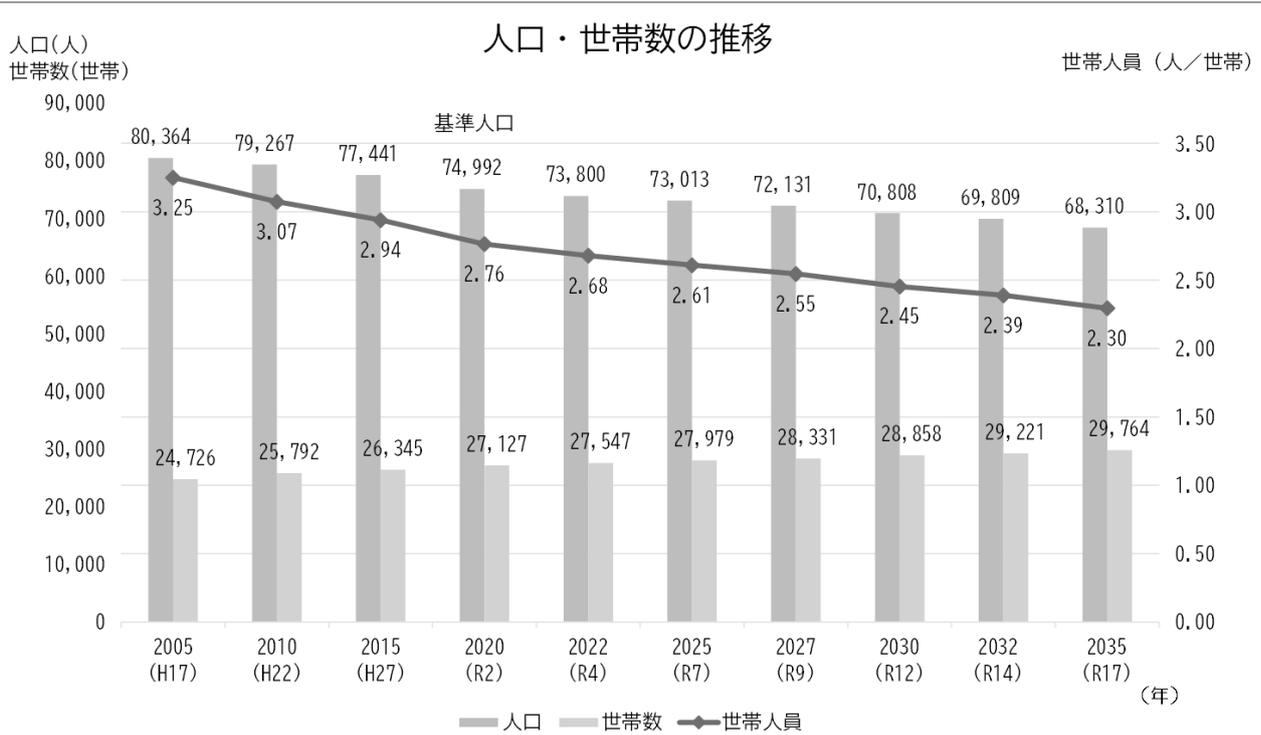
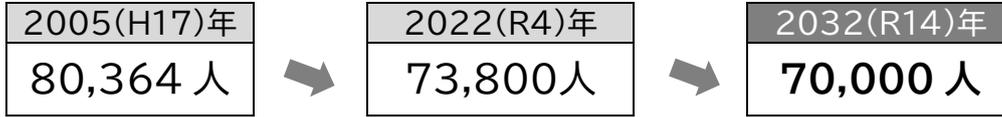


第2章 須賀川市の現状

1 統計データによる推移

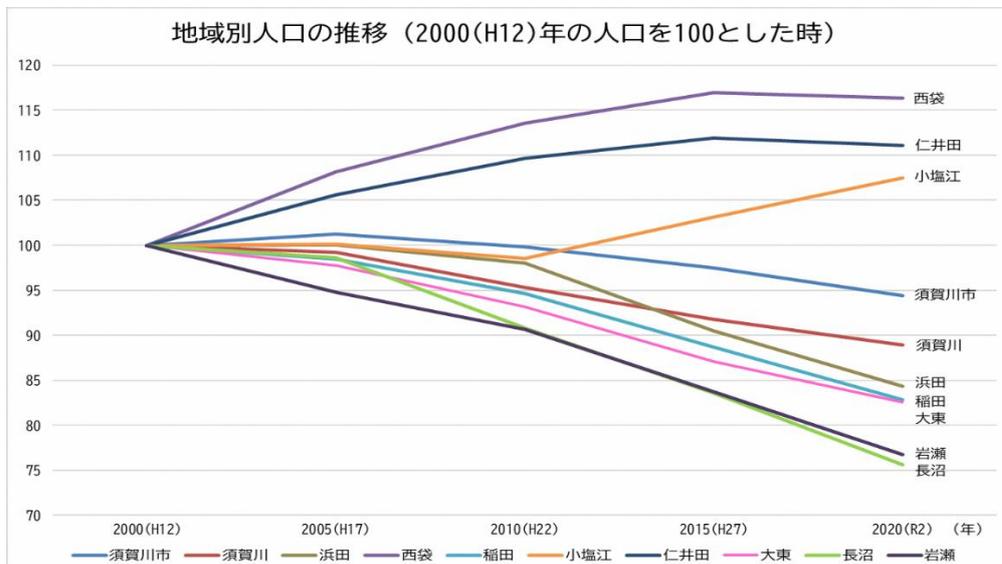
◎ 人口の推移と推計

▶ 将来的には市人口を7万人程度と見込んでいます。



資料: 2020(R2)年までは国勢調査の実績値、2022(R4)年は現住人口実績値、2025(R7)年以降は推計値

◎ 地区別人口の推移



資料: 国勢調査

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

◎ 高齢者世帯の推移

▶ 世帯数のうち約半数が高齢者のいる世帯となっています。

	2010(H22)年	→	2020(R2)年
高齢者のいる世帯	43.5%		49.5%
高齢者夫婦のみ	18.4%		22.1%
高齢者単独	15.4%		19.7%

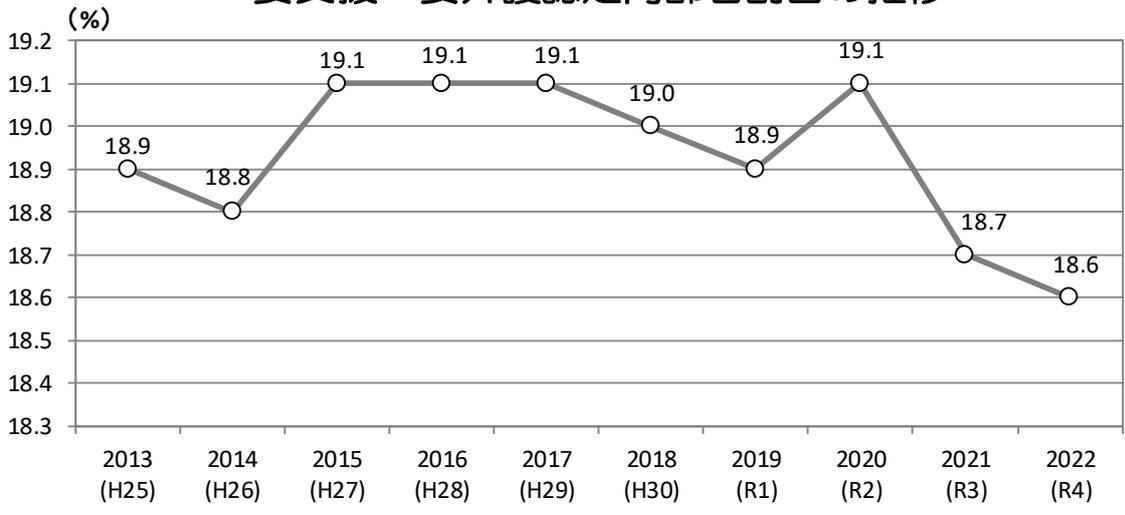
資料:国勢調査

◎ 要支援・要介護認定高齢者割合

▶ 概ねこの10年間は18~19%程度で推移し、直近では減少傾向がみられます。

2013(H25)年	→	2022(R4)年
18.9%		18.6%

要支援・要介護認定高齢者割合の推移



資料:長寿福祉課 介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

◎ 障がい別の各種手帳所持者数

▶ 概ね5年間では「身体」及び「知的」は微減の一方、「精神」は増加となっています。

	2018(H30)年	→	2022(R4)年
身体障がい者	3,045人		3,005人
知的障がい者	736人		705人
精神障がい者	442人		569人

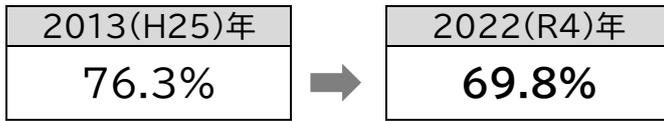
資料:社会福祉課

1 ◎ 地域活動

2 【自治会加入率】

3 ▶ 概ねこの10年間では減少傾向となっています。

4



資料:市民協働推進課

5

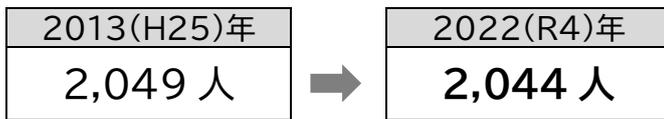
6

7

8 【ボランティア登録者数】

9 ▶ 概ねこの10年間では増減がありつつも、2,000人程度が確保されています。

10



資料:市社会福祉協議会

11

12

13

14 ◎ 成年後見制度支援(市長申立)実績

15 ▶ 支援実績は、概ね増加傾向となっています。

16

17

18

19

実施年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
申立件数		4	5	3	5	10	17	12	9	
申立費用等助成件数		0	0	1	3	6	8	7	14	
内訳	高齢者	申立件数	2	4	0	3	6	11	7	9
		助成件数	0	0	1	2	2	2	2	7
	障害者	申立件数	2	1	3	2	4	6	5	0
		助成件数	0	0	0	1	4	6	5	7

2 アンケート調査結果

住んでいる地域に対する意識や関心などの状況を把握するため、市民2,000人と地域福祉に関わる活動を行っている民生・児童委員160人にアンケート調査を実施しました。

(市民調査 回収数 767票/2,000票 回収率38.4%

民生・児童委員調査 回収数 124票/160票 回収率77.5%)

【市民対象調査結果から】

◇ あなたが住んでいる地域は住みやすいと感じますか

「住みやすい」 +
「まあ住みやすい」の合計値

78.3%

◇ ご近所とどの程度の付き合いがありますか

あいさつを交わす程度

28.3%

困ったときに助け合う

19.8%

ほとんど付き合いがない

8.9%

◇ 地区の催しや行事に参加していますか

ほとんど(まったく)
参加しない

54.6%

《参加しない理由》

- ・参加したい行事がない 33.7%
- ・時間がない 25.8%
- ・行事を知らない 25.1%

◇ 地域で協力して取り組むことが必要な問題（複数回答）

災害時の助け合い

78.0%

一人暮らし高齢者や
高齢世帯への支援

64.3%

子育てで悩んでいる
人への支援

38.6%

◇ ボランティア活動に参加していますか

参加したことがある

33.2%

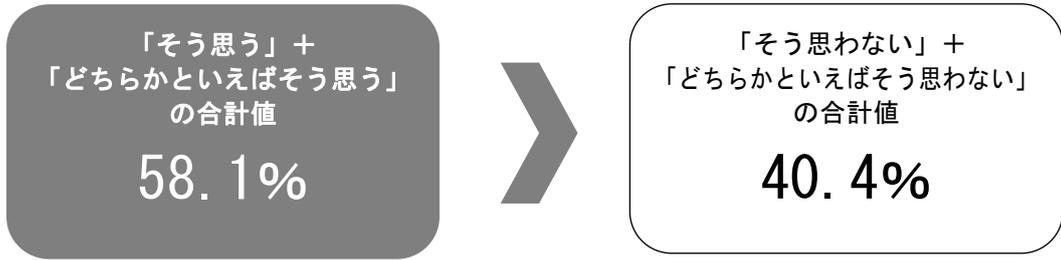
参加したことがない

55.0%

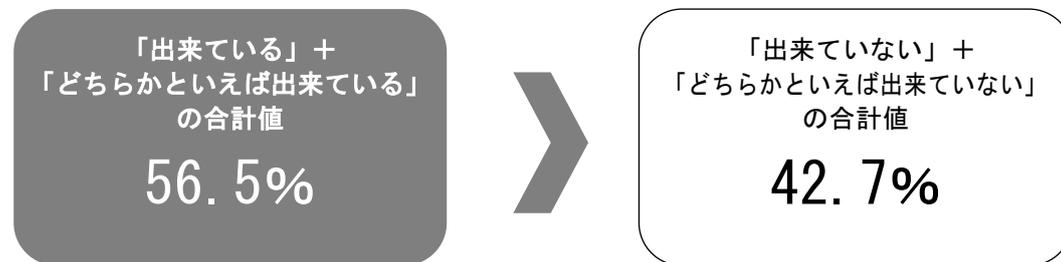
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

【民生・児童委員対象調査結果から】

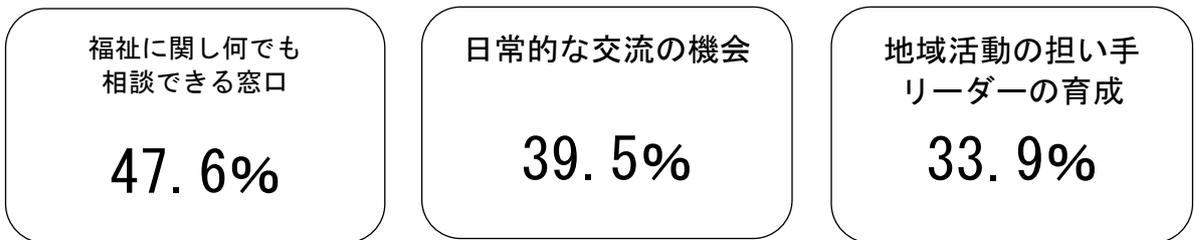
◇ 「ともに支え合う福祉社会」になっていると思いますか



◇ 住民同士の支え合いのまちづくりが出来ていると思いますか



◇ 地域において支え合いながら暮らしていくために、どのような取り組みが必要だと思いますか
(複数回答)



3 民生・児童委員との意見交換会での意見

地域の実情を把握するため、民生・児童委員の皆さんが開催する各方部会に伺いました。

○実施日:2023(令和5)年7月7日~2023(令和5)年7月18日までの5日間、計7回
実施

○内容:「地域で、住民同士の支え合いが来ている事例」

「日々活動している中で感じていることや、「こうなったらいいな」と思う事」

(意見抜粋)

地域活動について

- 住民同士の支え合いは、軸になるもの(活動)が無いと、個人同士の繋がりだけでは難しい。
- コロナ禍以降、育成会の懇親会などは中止しているので、新しく何かできれば良い。
- 60代はまだ現役のため、70代が中心になって80・90代との交流(お茶のみ会)をしていきたい。
- 女性に比べて、男性の参加率が悪いので、男性も巻き込んで活動できればよい。
- サロン会で、行政から介護や健康づくりなどの講話をしてほしい。
- 集まりに参加したいが、足が悪くて集まらない人への対策が必要。
- 地域で顔を合わせる機会がないので、居場所・小さなグループができたらいいと思う。中心になってくれる人がいれば良い。

子育て環境について

- 子供たちのボランティア精神を育てるためには、まずは、その親世代が、きちんと子育てしていく責任がある。
- 子どもを交えての交流がなくなって、地域で気楽に話す機会が減少している。

相談体制について

- 各家庭に保健師が来てくれると、赤ちゃんから高齢者の相談まで安心して相談できる。
- 個人・プライバシーに踏み込んでいけないという現代の流れの中で、声掛けして良いか悩む。困った際に相談できる窓口が分かっている事が大事なのではないか。
- 自分の家の事を話したくない人もいる。気軽に相談できる体制ができないか。
- どこに相談したらよいか分かりづらい。

11

12

1 4 現状の分析

2 市民アンケートや民生・児童委員との意見交換会の結果から、地域の現状と問題となってい
3 ることについて分析しました。

4 (1)地域の状況(現状)

- ・地域の人口が減少している。
- ・少子高齢化が進んでいる。
- ・高齢者のみの世帯が増えている。
- ・自治会や隣組へ加入しない世帯が増えている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、育成会や地区行事などの集まる機会が少なくなっている。
- ・自分の家のことで精一杯で、他人に関わる余裕がない



【問題となること】

- ・生活の中で困りごとを助けてくれる人がいない
- ・隣近所の関わりが希薄になり、災害時などの緊急時に助け合えない
- ・自治会での活動が活発にできない
- ・地域の人と集まる機会が減り、地域の情報(問題)が共有できない
- ・地域の問題を解決してくれる人がいない
- ・災害時などに対応できる人が足りない

5

6 (2)福祉意識の状況(現状)

- ・ボランティア活動に参加したことが無い人が半数以上いる
- ・ボランティア活動をする時間が取れない
- ・気軽にボランティア活動に参加できない(辞められなくなりそう)
- ・福祉の活動をする人が高齢化している
- ・福祉の活動をする人が固定化している(同じ人ばかり)
- ・福祉系の事業所に就職する人が少なくなっている
- ・助け合いの機会(参加するきっかけ)がない



【問題となること】

- ・生活の中で困りごとを助けてくれる人がいない
- ・地域の問題を解決してくれる人、気軽に相談できる人がいない
- ・福祉の活動をする人がいなくなる
- ・災害時などに対応できる人がいない
- ・福祉事業所の人材が不足し、十分な支援ができない
- ・助け合いの心が育たず、大人になってしまう

7

8

1

2 (3)福祉サービスの状況(現状)

- ・虐待の疑いや財産管理など、権利に関する相談件数が増えている
- ・様々な相談窓口、支援機関、支援制度がある
- ・家庭の問題を他人に知られたくない人がいる
- ・助けてもらうことに抵抗がある人がいる
- ・個人情報保護の観点から、支援する人の情報を共有できない



【問題となること】

- ・いざ困った時に、誰に助けを求めればよいかわからない
- ・どこに相談して良いか分からず、支援を受けられないままになってしまう
- ・支援を必要としている人や家庭がわからない(明らかにならない)

3

4

5

6

7

第3章 計画の方向性

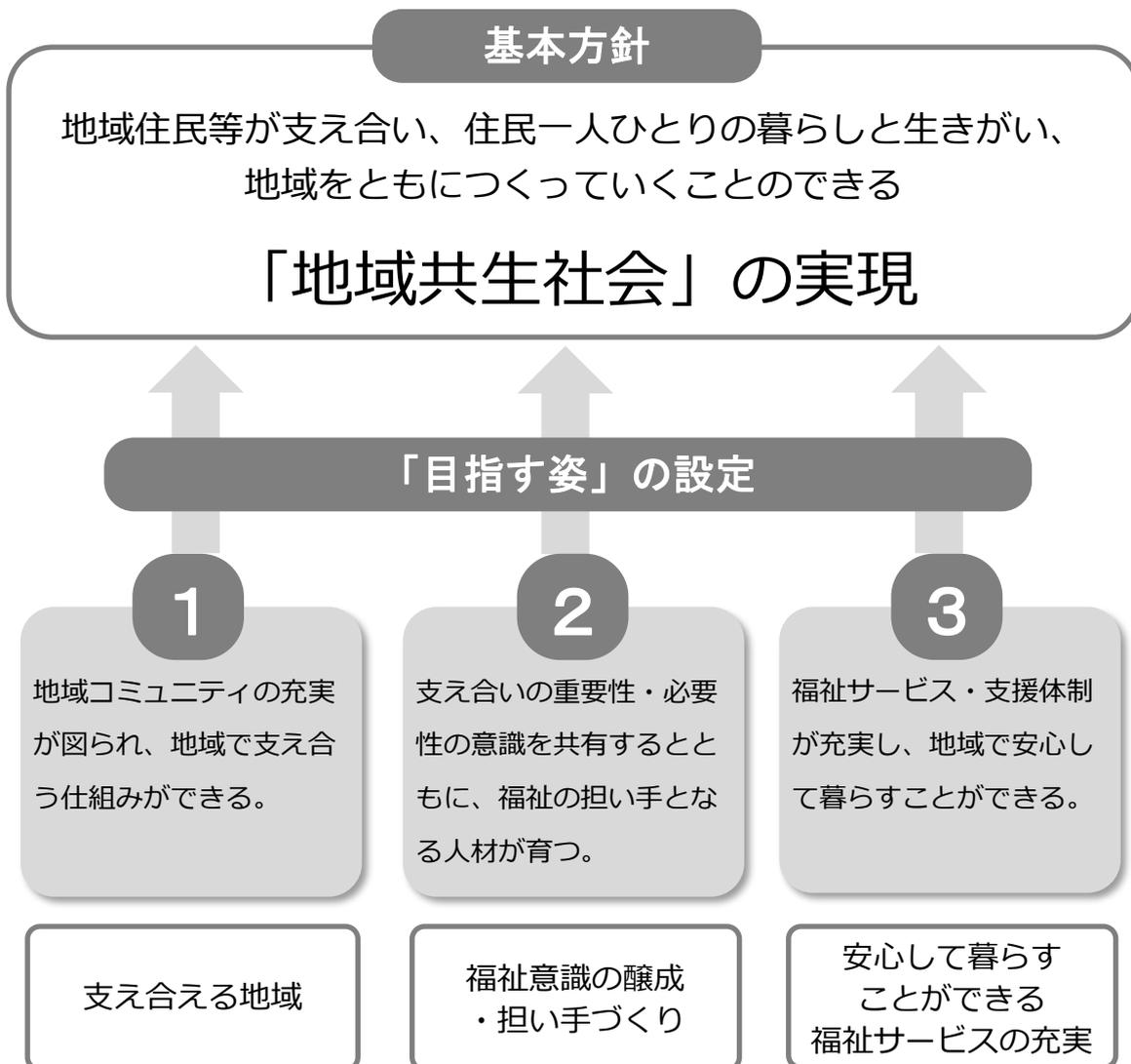
1 基本方針

人口減少、少子化高齢化が進む中、地域における福祉課題は、第2章-4にまとめたとおり、様々な問題が浮き彫りとなっており、それらが一層複雑化・複合化していく傾向がみられます。また、経済的負担の増大や福祉人材の不足により、これまで提供されてきた福祉サービス等の維持・継続に対する不安も高まっています。

今後も、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、それぞれの事情に応じた、より一層のきめ細かな対応が求められており、地域に住む住民等が支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「共生社会」を構築していく必要があります。

以上のことから、第4次地域福祉計画の基本方針を、『地域住民等が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現』とします。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、目標となる「目指す姿」を設定し、実効性を高めながら施策を推進します。



2 目指す姿

目指す姿 1

地域コミュニティの充実が図られ、地域で支え合う仕組みができる。

【支え合える地域】

- ▶ 日ごろから世代を問わず、地域の住民同士が交流し、困ったときには地域で自然と支え合えることができるような環境づくりを目指します。

【現状の課題】

- ・少子高齢化や核家族化、高齢者のみの世帯の増加など、家族構造の変化により家庭内でのちょっとした困りごとに対応出来なくなっているため、対応できる仕組みを作る必要がある。
- ・地域のコミュニティが希薄化し、近所で支え合う力が弱くなっているため、地域のつながりを強める必要がある。

【施策の方向性】

- ・地域住民が交流できる機会の充実
- ・地域住民同士の支え合い・見守り体制の促進

目指す姿 2

支え合いの重要性・必要性の意識を共有するとともに、福祉の担い手となる人材が育つ。

【福祉意識の醸成・担い手づくり】

- ▶ 地域住民一人ひとりがお互いに支え合う地域福祉の心が育かれ、住民の地域福祉活動の活発化や新たなリーダーが生まれていくような環境づくりを目指します。

【現状の課題】

- ・福祉の人材や地域活動の中心となる担い手が不足しているため、人材を育成する必要がある。
- ・様々な困難を抱え生活している人への理解や認識を深める必要がある。

【施策の方向性】

- ・福祉を学び、支え合う活動を実践する機会の充実
- ・地域で活動する担い手の確保

目指す姿 3

福祉サービス・支援体制が充実し、地域で安心して暮らすことができる。

【安心して暮らすことができる福祉サービスの充実】

- ▶ だれもが身近な地域でいつまでも安心して暮らせるよう、多様な地域福祉サービスの提供や支援策の展開を目指します。

【現状の課題】

- ・複合的な問題により、支援に繋がらない人をなくすため、専門的な支援や対応が求められる。
- ・様々な困難を抱え生活している人への理解や認識を深める必要がある。

【施策の方向性】

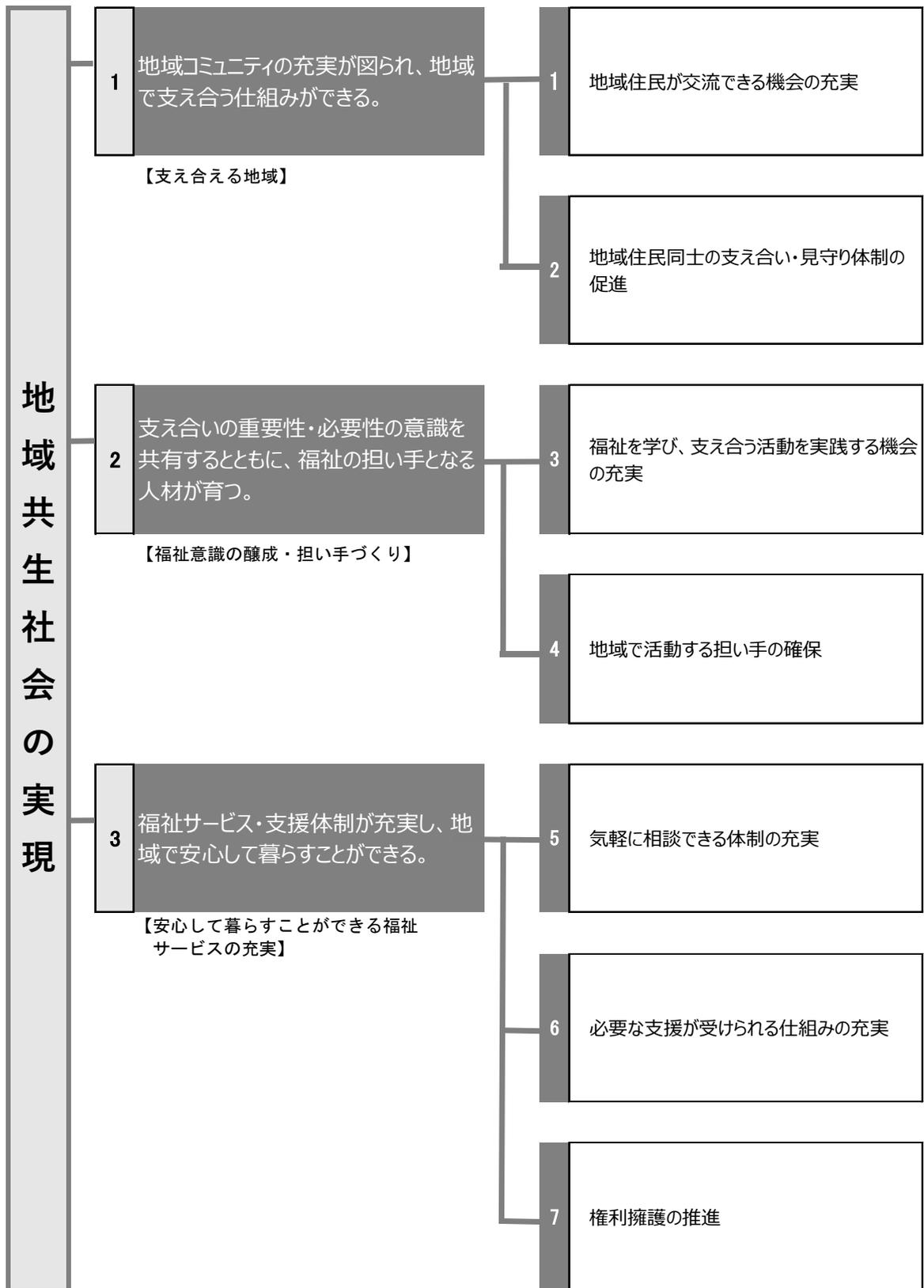
- ・気軽に相談できる体制の充実
- ・必要な支援が受けられる仕組みの充実
- ・権利擁護の推進

3 施策の体系

【基本方針】

【目指す姿】

【施策の方向性】



第4章 施策の方向性

目指す姿1 支え合える地域

1 地域住民が交流できる機会の充実

◆ 施策の方向 ◆



市内各地域における多様な交流を図られるよう、あらゆる世代の参画と町内会・行政区の地域コミュニティの充実を図ります。

◆ 主な取組内容 ◆

1 地域の居場所づくり推進、団体の活動支援

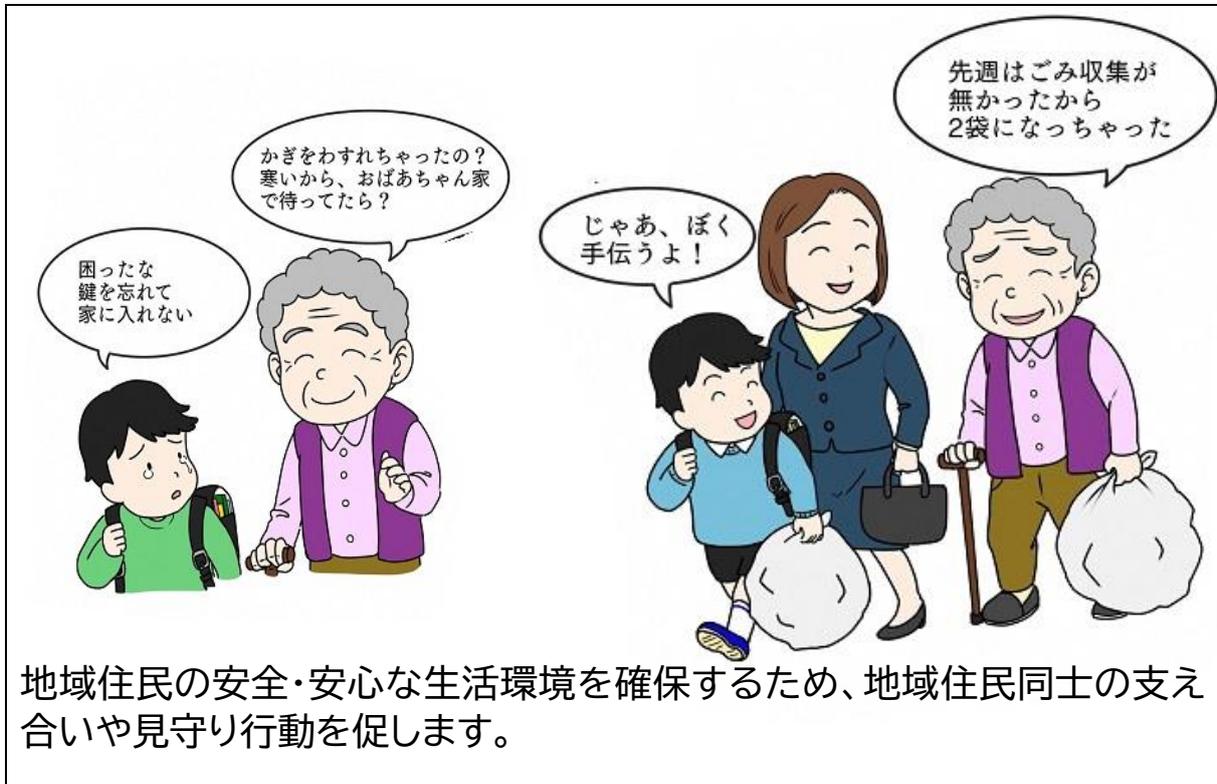
- 地域住民が集まり、交流することのできる活動(サロン会など)の推進
- 地域活動団体の活動内容の周知、居場所づくり団体への設立支援
- 地域コミュニティの核である町内会・行政区への加入のPRと加入の促進
- 地域づくり団体の活用

2 コミュニティセンターの活用と地域と行政のつながりの推進

- 市内8か所のコミュニティセンターを、地域の交流・活動拠点としての機能充実を図るとともに、地域住民が気軽に利用できる環境づくりの推進
- 地域と行政が情報交換を行い、地域づくりの方向性について共有し、協働の地域づくりの推進

3 2 地域住民同士の支え合い・見守り体制の促進

◆ 施策の方向 ◆



◆ 主な取組内容 ◆

1 地域団体や近隣住民同士の見守り活動の推進

- 日常生活上のちょっとした困りごと(買い物やゴミ出しなど)にも対応した、相談・支え合いの体制づくり支援
- 一人暮らし高齢者などに対する日常的な見守りや声掛け活動の実施
- 企業・団体が日常業務において一人暮らし高齢者の異変を察知した場合、行政へ連絡するなどの協力体制の構築

2 民生・児童委員活動との連携

- 民生・児童委員の活動内容の周知
- 民生・児童委員と町内会・行政区との連携強化
- 民生・児童委員と関係機関との情報共有・対応検討機会の充実

3 災害時要援護者避難支援体制づくり

- 防災に関する知識の普及、防災訓練や自主防災組織設立への支援充実
- 災害時要援護者避難行動計画・個別避難計画の策定

3 福祉を学び、支え合う活動を実践する機会の充実

◆ 施策の方向 ◆



◆ 主な取組内容 ◆

1 福祉教育活動の推進・体験学習の実施

- 福祉に関する講演会、セミナー等の開催
- 地域や学校等で福祉教育の体験授業の実施
- 広報紙や SNS 等による市民への啓発

2 社会参加・生きがいづくりの普及啓発と活躍の場の提供

- 地域活動に係る「リーダー」育成のための各種講座・研修の開催、情報提供
- 高齢者・障がい者の社会参加や生きがいづくりの支援

3 4 地域で活動する担い手の確保

◆ 施策の方向 ◆



◆ 主な取組内容 ◆

1 市民活動サポートセンター、ボランティア団体等の連携、活動への支援

- ボランティア活動の普及、啓発活動の充実
- 既存団体の活動周知や市内各地域への紹介
- 社会福祉法人による「地域における広域的な取組」の推進

2 福祉を担う専門職の育成支援

- 福祉人材の確保・定着・育成の支援
- 生活支援コーディネーターの配置等支援

2
3 5 気軽に相談できる体制の充実

4 ◆ 施策の方向 ◆



5
6 ◆ 主な取組内容 ◆

1 相談体制の充実・支援センターの機能強化

- まるごと相談窓口の充実
- 各相談窓口の周知徹底
- 専門機関の連携による相談支援の実施
- サービスセンター単位での相談実施

2 命を支える自殺対策・再犯防止対策

- 犯罪をした者等への就労・住居の確保に向けた相談支援の実施
- 保護司等、民間協力者の活動の促進と広報啓発活動の推進
- 「自殺を考えている人の存在に気付き、専門家につなぎ、見守る」ことの周知と理解向上
- 精神保健視点のみならず、社会・経済的視点を含めた支援の充実
- ゲートキーパー(自殺の危険に気づき、声掛けや見守り、専門家につなぐ)研修開催による支え手となる人材の育成
- 学校をはじめ各種教育機関との連携による、命の大切さの啓発や SOS の発信、ストレス対処方法などの啓発

3 6 必要な支援が受けられる仕組みの充実

◆ 施策の方向 ◆



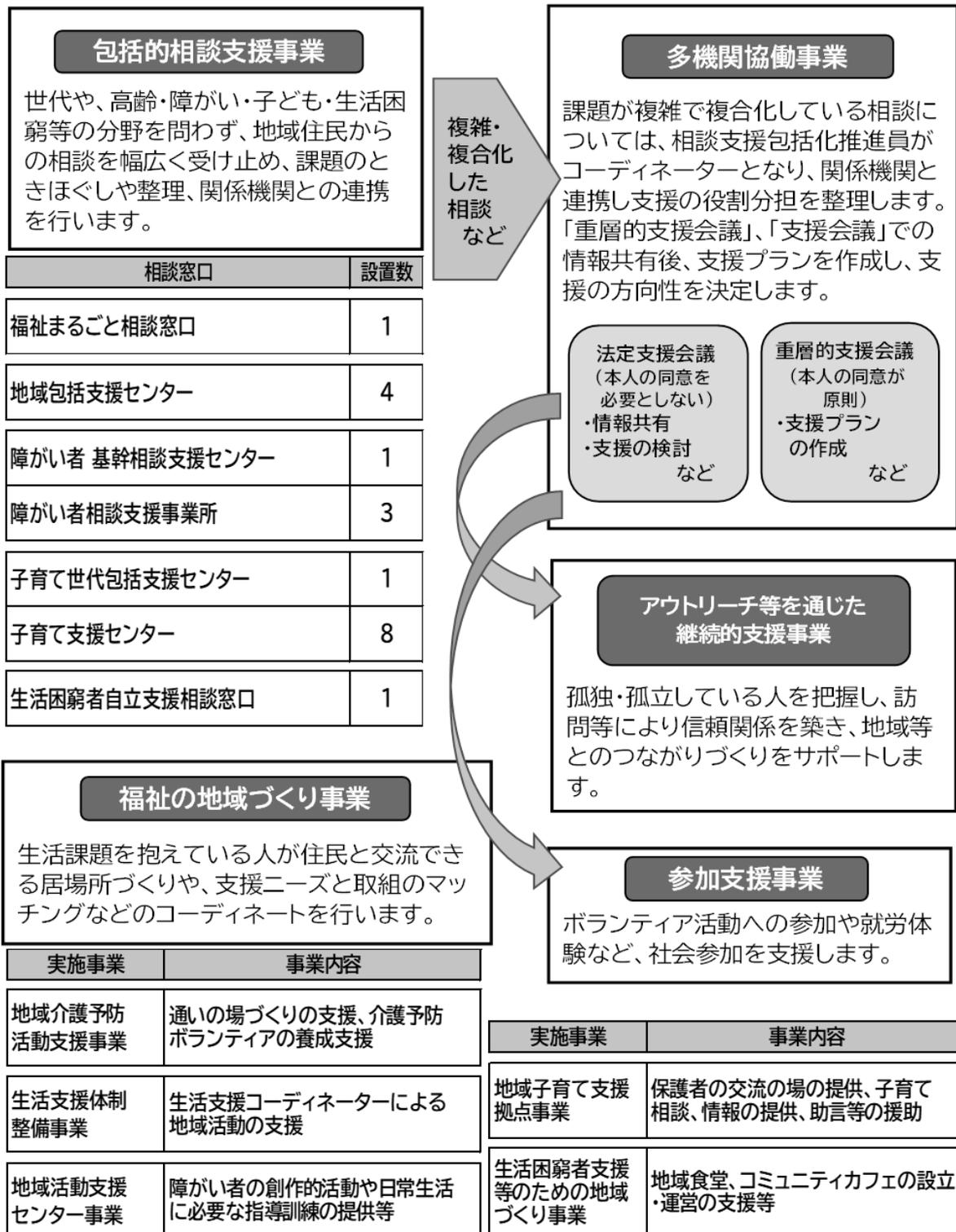
◆ 主な取組内容 ◆

1 複雑化・複合化した福祉課題への支援(重層的支援体制整備事業)

- 重層的支援体制に関する関係機関の理解向上と共有の促進
- 各関係機関の連携強化による相談対応の適正化支援
- 地域における多様な「居場所」づくりや、地域活動をきっかけとした社会との関わり促進

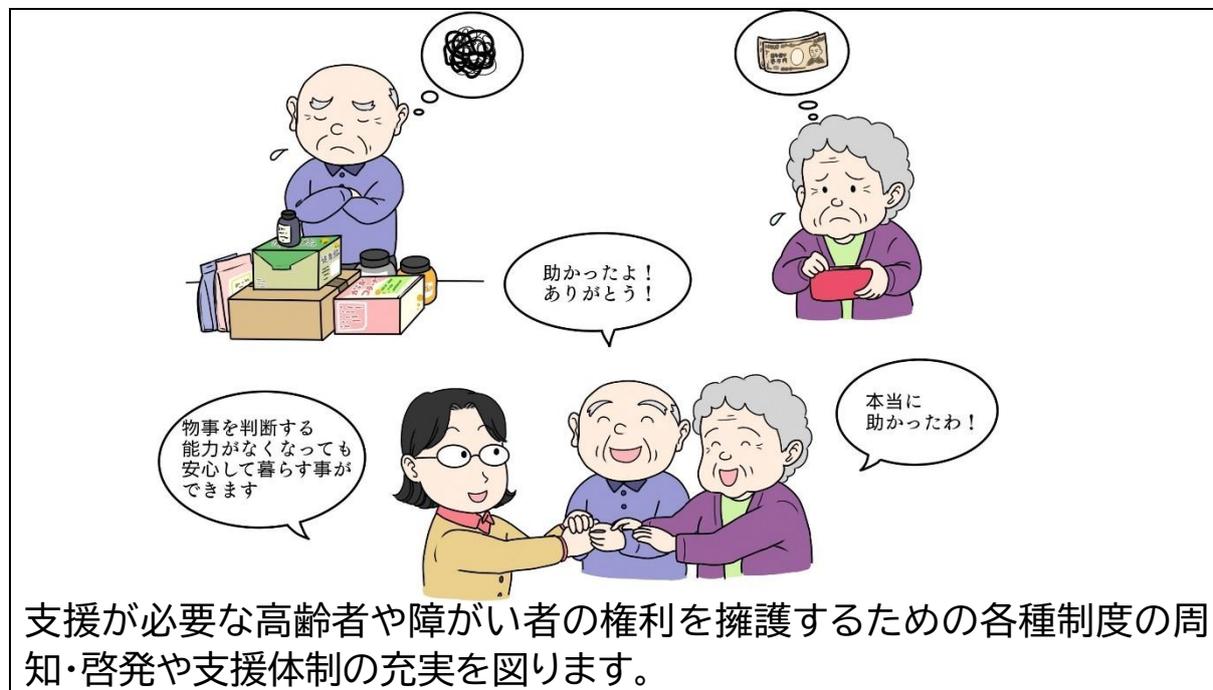
1 ◇須賀川市重層的支援体制整備事業実施計画

目的 複雑かつ複合的な課題を抱える人の相談や、福祉分野(高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等)の狭間にあり、これまで支援が届かなかった人の相談もまるごと受け止めて対応するため、関係機関が連携した体制により支援していきます。



2
3 **7 権利擁護の推進**(須賀川市成年後見制度利用促進基本計画)

4 ◆ 施策の方向 ◆



5
6 ◆ 主な取組内容 ◆

1 権利擁護に関する周知・支援体制の充実

- 広報紙や SNS 等の積極的な活用による権利擁護に関する各種制度の周知
- 支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋げるための体制の構築
- 成年後見支援センターを中核機関とした、権利擁護支援の地域連携ネットワークの連携推進

2 虐待防止への対応強化

- 広報紙や SNS 等の積極的な活用、講演会や研修等による虐待防止の普及啓発
- 虐待防止に向けた関係機関や団体等の情報共有や対応協議などの連携強化
- 虐待の早期発見と適切な対応のための情報提供や啓発活動などの充実

7
8 ◇権利擁護推進協議会

9 認知症の症状、知的障がい等がある人の権利を守るため、関係機関と連携しながら適正な支援等
10 について協議します。

11 協議会では、認知症や障がいにより判断能力が低下した場合でも、財産や権利を守るための支援
12 をするための中核機関(須賀川市成年後見支援センター)の設置や、虐待を受けている人の支援、養
13 護者(家族)への対応など、相談支援体制を整備します。

◇成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」などが、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

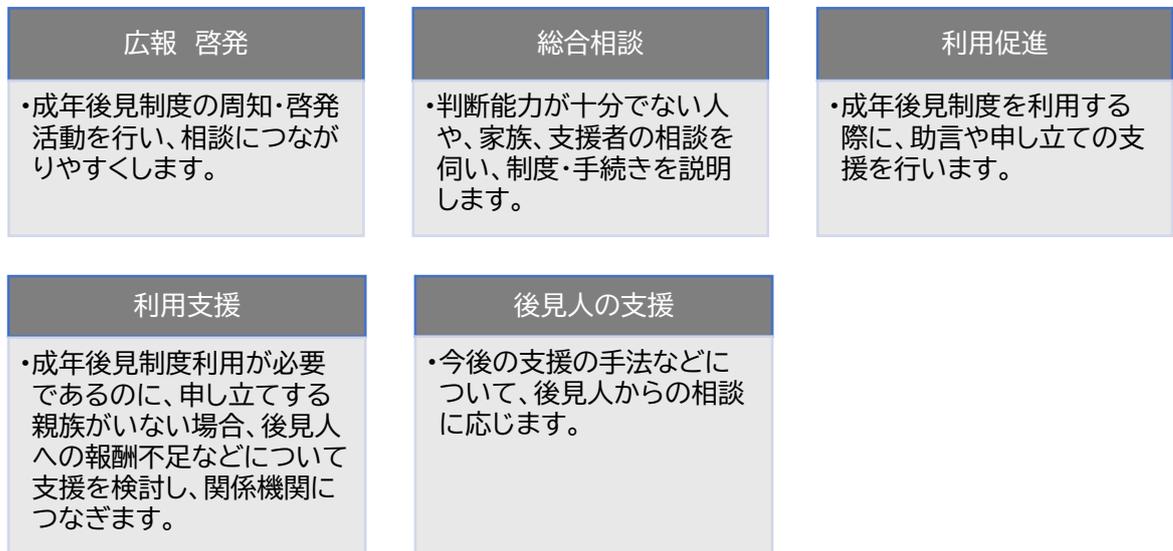
- 法定後見制度・・・判断能力が不十分な人が利用する制度で、家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる制度
- 任意後見制度・・・本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自ら選んだ人に、判断能力が低下した場合にしてもらいたいことを契約で決めておく制度

◇須賀川市成年後見支援センター(地域連携ネットワークに係る中核機関)

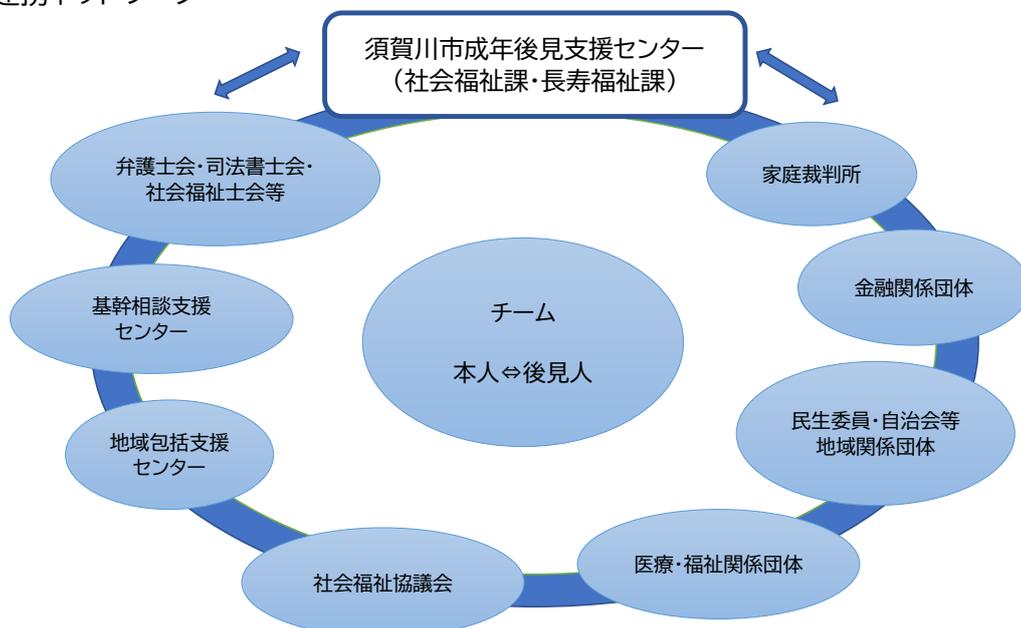
1 目的

認知症高齢者や知的障がい者など、意思決定への支援が必要な方の増加が見込まれる中、本人の権利を守るため、成年後見制度の実効ある取り組みを進めることを目的に、制度利用の中核機関として、須賀川市成年後見支援センターを設置しています。

2 役割



3 地域連携ネットワーク



1 第5章 計画の推進

2 1 計画の進行管理

3 本計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況を把握し、今後の社会情勢の変化や法改正
4 に対応していくとともに、第9次総合計画における施策ごとのまちづくり指標や、事務事業
5 の成果指標を管理・評価に基づき進行管理します。
6

7 2 協働による計画の推進

8 (1) 関係機関

9 地域福祉は、行政のみならず各種団体や事業者、ボランティア・NPO等が有するそれぞれ
10 の特性を生かし、個々が役割を果たしながら協働により推進していくことが不可欠なため、
11 これらの関係機関と意識や情報の共有を図ります。

12 須賀川市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する立場として中核的な役割を果たしており、
13 今後も地域住民への総合的かつ丁寧な支援が期待されることから、同協議会が策定してい
14 る「地域福祉活動計画」と相互に連携を図り、各施策を推進します。
15

16 (2) 市民・地域

17 市民一人ひとりが地域福祉への理解を深め、地域の課題を自分たちの問題ととらえ、解決
18 に向けて取り組んでいかなければなりません。地域で暮らす様々な人々に対して偏見や差別
19 をなくし、お互いに理解・尊重し合うことが大切です。

20 地域福祉に対する市民一人ひとりの意識が高まるように、市広報紙やSNS等、様々な機
21 会、媒体を活用して周知を図り、地域福祉への理解と参加・協力を求めていきます。
22

第6章 須賀川市再犯防止推進計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

刑法犯の検挙者数、検挙者中の再犯者は、全国の傾向として毎年減少している一方で、再犯者率は、国・県・市ともに同じ傾向として、ほぼ横ばいとなっており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、国が「再犯防止推進計画」を策定すべきことや、地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務が示されたほか、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

こうした背景のもと、犯罪をした者等を孤立することなく支援することで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、再犯防止に関する施策を推進することを目的とした「須賀川市再犯防止推進計画」を策定します。

【参考】検挙者数、再犯者率の推移

・ 国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙者数 (A)	187,702	182,124	172,197	164,678	159,692
再犯者数 (B)	95,028	92,023	86,952	83,384	79,809
再犯者率 (B) / (A)	50.6%	50.5%	50.5%	50.6%	50.0%

(法務省 仙台矯正管区提供データに基づき 須賀川市作成)

・ 福島県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙者数 (A)	2,043	1,970	2,079	1,998	1,905
再犯者数 (B)	1,114	1,081	1,104	1,049	971
再犯者率 (B) / (A)	54.5%	54.9%	53.1%	52.5%	51.0%

(法務省 仙台矯正管区提供データに基づき 須賀川市作成)

・ 須賀川警察署管轄における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 (単位：人)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙者数 (A)	75	86	77	82	94
再犯者数 (B)	44	44	38	42	48
再犯者率 (B) / (A)	58.7%	51.2%	49.4%	51.2%	51.1%

(須賀川警察署管轄・・・須賀川市、鏡石町、天栄村)

(法務省 仙台矯正管区提供データに基づき 須賀川市作成)

1 (2) 計画の位置付け

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める計画として、策定します。また、「須賀川市地域福祉計画」と一体的に策定し、関連する福祉分野の個別計画と連携しながら、再犯防止に係る施策の推進を図ります。

6 (3) 計画期間

「須賀川市地域福祉計画」と同様に、2024(令和6)年度から 2029(令和 11)年度までの6年間とします。

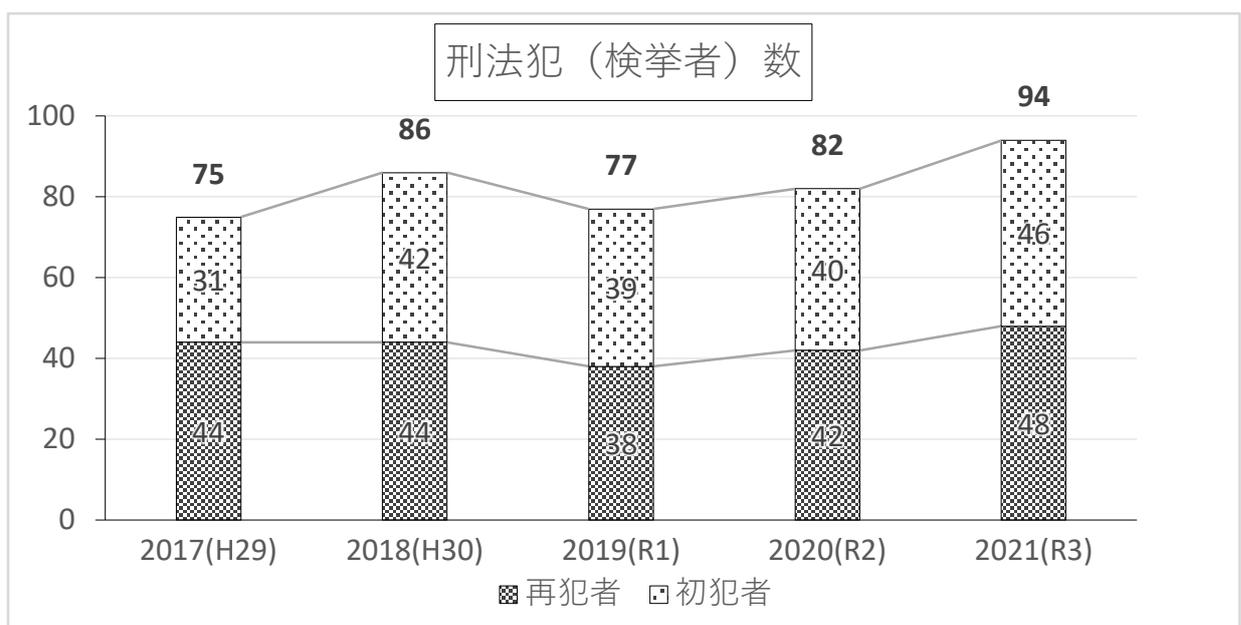
10 (4) 計画の対象者

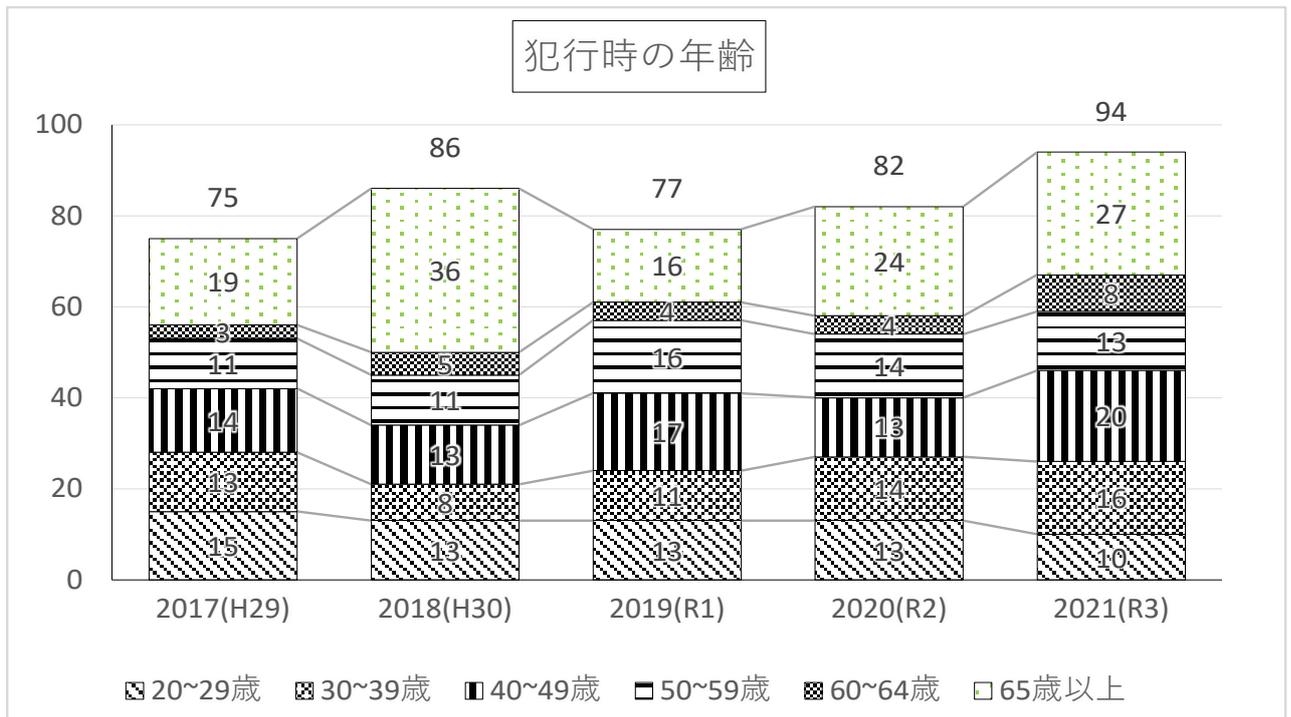
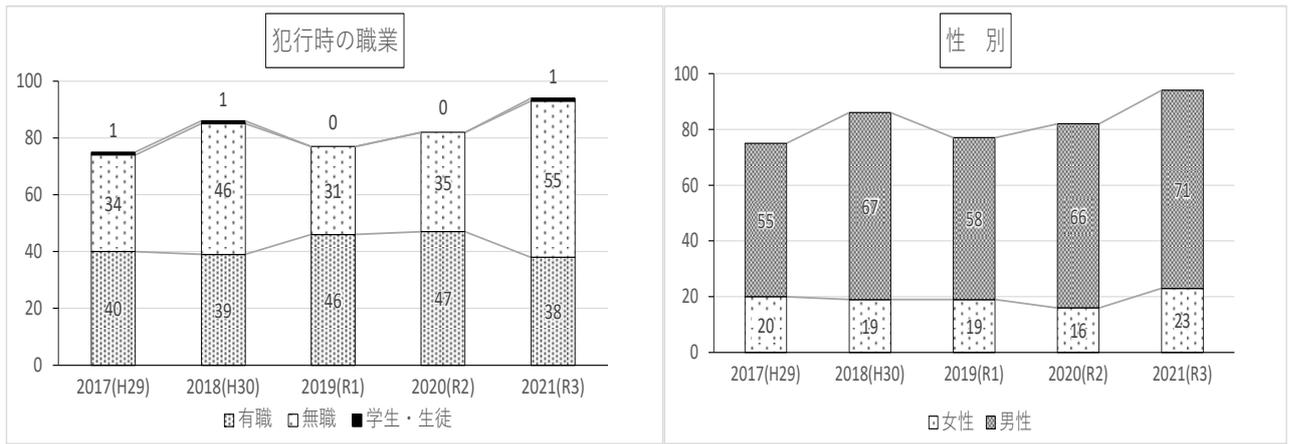
犯罪をした者等(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者)を本計画の対象者とします。

14 2 現状と問題点、課題

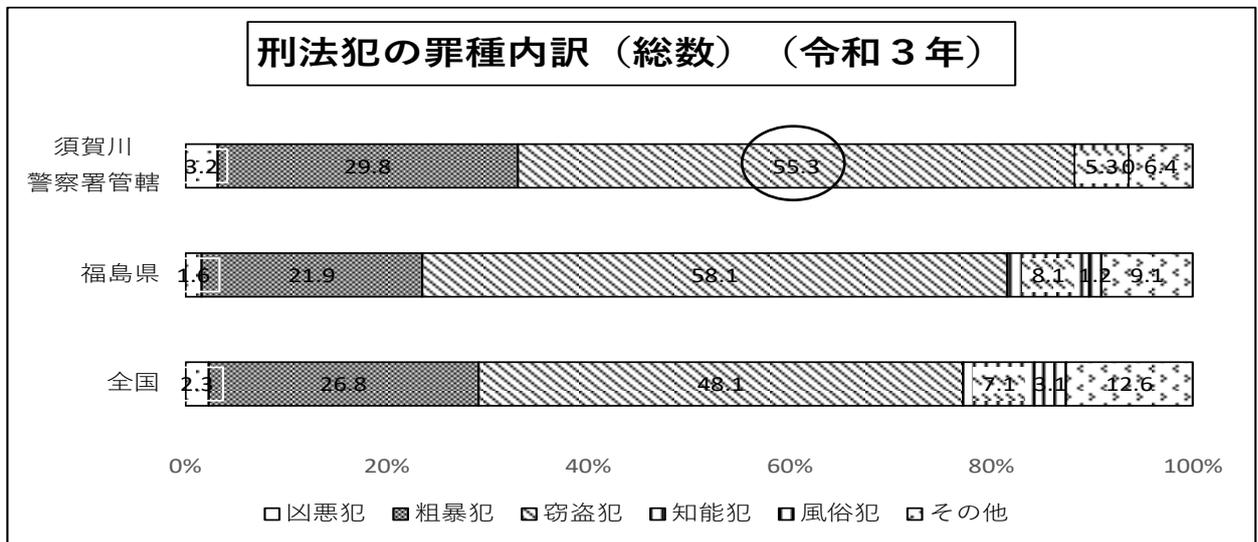
15 (1) 初犯・再犯の状況

法務省より提供されたデータによると、須賀川警察署管轄(須賀川市・鏡石町・天栄村)では刑法犯(検挙者数)は増加の傾向にあり、再犯者が多くなっています。また、犯行時の職業の有無に傾向はみられず、男性が多くなっています。犯行時の年齢は、40歳から49歳の中高年、65歳以上の高齢者が多くなっています。

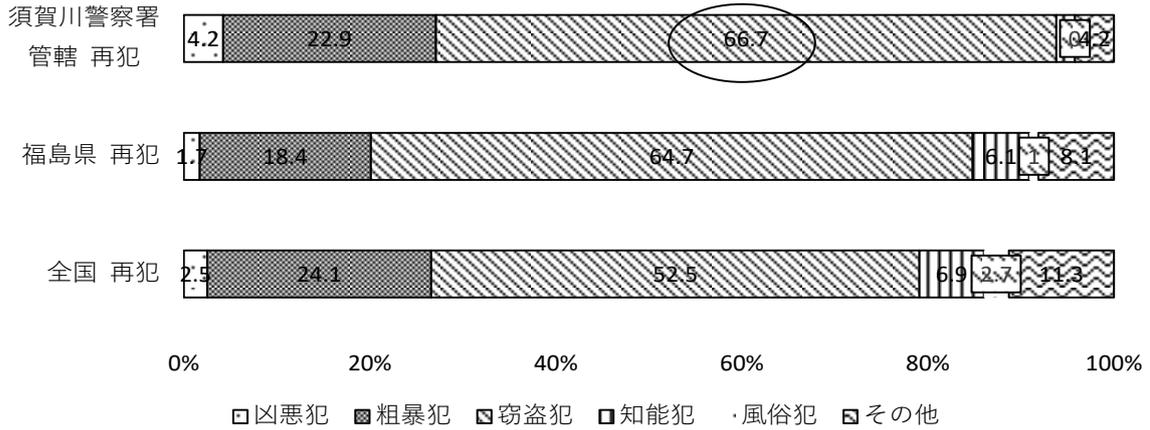




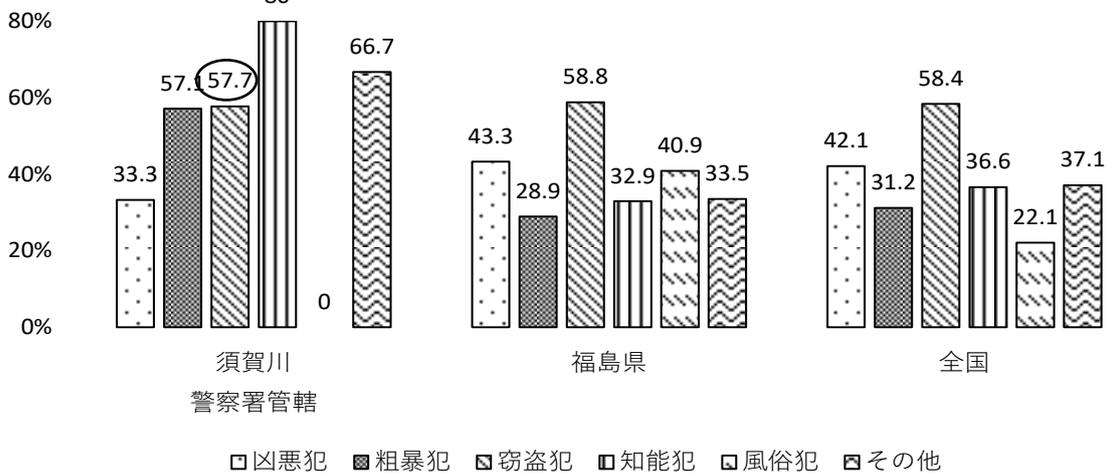
30 刑法犯全体では、窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、再犯者の中でも窃盗犯
 31 の割合が最も高くなっています。犯行時の無職者の割合も、窃盗犯が高くなっています。
 32 (須賀川警察署管轄の知能犯は、検挙人数5人)



刑法犯の罪種内訳（再犯）（令和3年）

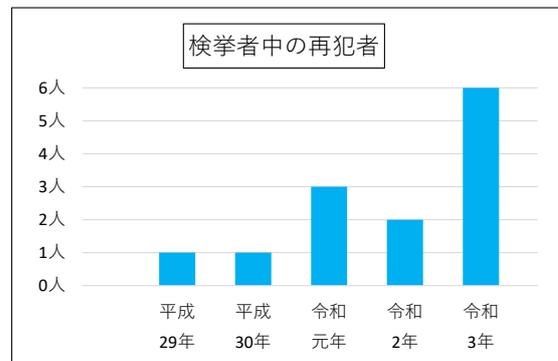
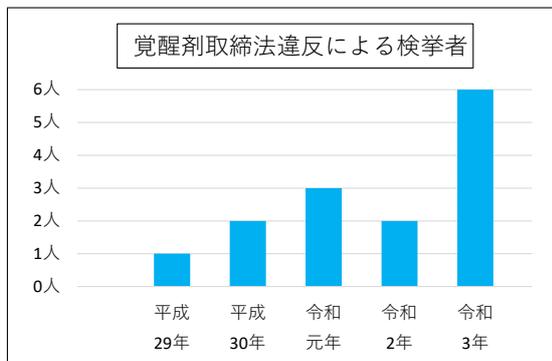


罪種別犯行時の無職者の割合（令和3年）



- ※ 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強姦など。
- ※ 粗暴犯・・・傷害、暴行、脅迫、恐喝など。
- ※ 窃盗犯・・・泥棒、ひったくりなど。
- ※ 知能犯・・・詐欺、横領、偽造、背任など。
- ※ 風俗犯・・・賭博、公然猥褻、強制猥褻など。

須賀川警察署管轄（須賀川市・鏡石町・天栄村）における覚醒剤取締法違反の検挙者数は2021(令和3)年に増加し、再犯者率が高くなっています。



※ 法務省 仙台矯正管区提供の犯罪統計データ(少年を除く検挙人員)に基づき須賀川市作成

1 (2) 市民アンケートからみる現状

2 本計画の策定にあたり、犯罪や非行をした人に対する意識等を把握するため、市民2,000
3 人にアンケート調査を実施しました。

4 (市民調査 回収数 767票/2,000票 回収率 38.4%)

5
6 ○ 犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

7
8 思う・どちらかといえば思う

9
10 **28.1%**

11
12 どちらかといえば思わない
13 ・思わない

14
15 **39.5%**

16 ○ 協力したいと思わない理由を教えてください。(複数回答)

17
18 犯罪や非行をした人と、どの
19 ように接すればよいのかわ
20 からない

21
22 **52.8%**

23
24 何となく怖いイメージが
25 ある

26
27 **39.9%**

28
29 犯罪や非行をした人と、
30 かかわりを持ちたくない

31
39.9%

○ 社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切であるという意見についてどう思いますか。

○ そう思う・どちらか
○ といえばそう思う

64.6%

○ どちらかといえばそう
○ 思わない・そう思わない

13.5%

○ 犯罪や非行をした人が地域に戻り生活するためには、どのような支援が大切だと思いますか。(複数回答)

就労支援

69.6%

住まいの確保

38.1%

地域住民の関わり

31.2%

1 (3) 更生保護関係者、関係機関との意見交換を踏まえた問題点

2 更生保護関係者、関係機関と意見交換を行い、下記のとおり問題点をまとめました。

項 目	問 題 点
・ 就職 ・ 住居	【就労と住居】 ・ 就労に向けた相談、支援が必要 ・ 住居を借りる支援が必要
・ 保護司 ・ 地域での受け止め	【民間協力者の活動促進と啓発活動】 ・ 保護司を中心とした民間協力者への支援が必要 ・ 更生保護に関する地域の理解、啓発が必要 ・ 犯罪をした者等に対する意識の変容が必要
・ 医療、福祉サービス	【保健医療・福祉サービスの利用促進】 ・ 高齢者や障がい者、薬物の依存症を抱える者に対する適切な医療や支援が必要
・ 関係機関、団体の連携	【連携の強化】 ・ 関係機関等の協働による連携強化が必要

5 (4) 課題

- 6 ① 犯罪をした者等の就業機会の不足やアンマッチによる離職などが生じているため、円滑
7 な就職活動や持続的な雇用状態を確保していく必要があります。
- 8 ② 犯罪をした者等が、刑務所等を退所後に必要な生活基盤となる住居を確保するにあっ
9 て、地域コミュニティの希薄化も重なり、身元保証人、緊急連絡先等を得ることが、さらに
10 困難になっているので、住居への入居について支援していく必要があります。
- 11 ③ 犯罪をした者等に指導や支援を行う保護司会や、更生保護女性会、更生保護協力事業主
12 会、BBS 会などの更生保護団体において、高齢化や担い手が少なくなっているため、活動
13 を支援していく必要があります。
- 14 ④ 市民一人ひとりが、犯罪をした者等に偏見をもたずに、社会復帰に向けて支えていくとい
15 う視点を踏まえて、広報や啓発をしていく必要があります。
- 16 ⑤ 特性に応じた福祉サービスを受けられずに罪を犯してしまう高齢者、障がい者や、再犯者
17 率の高い薬物依存症者などに対して、適切な医療、福祉サービス等での支援につなげる必
18 要があります。
- 19 ⑥ 満期釈放による刑事司法手続きを離れた人等の支援について、更生保護関係団体、関係
20 機関の連携を強化する必要があります。

3 計画の基本方針と数値目標

(1) 計画の基本方針

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となること
ができるよう、関係機関が相互に連携しつつ、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体と
緊密に連携協力しながら、就労、住居の確保など、必要な支援を切れ目なく実施することによ
り、再犯の防止につなげます。

また、これらの取り組みを周知、啓発することにより、市民の関心と理解を醸成し、犯罪を
した者もそうでない者もお互いを尊重し、地域で支え合うことのできるまちづくりをすすめて
いきます。

以上のことから、目指す姿を「地域で自立した生活ができるとともに、支え手となる人材が
育つ」と設定し、実効性を高めながら施策を推進します。

(2) 数値目標

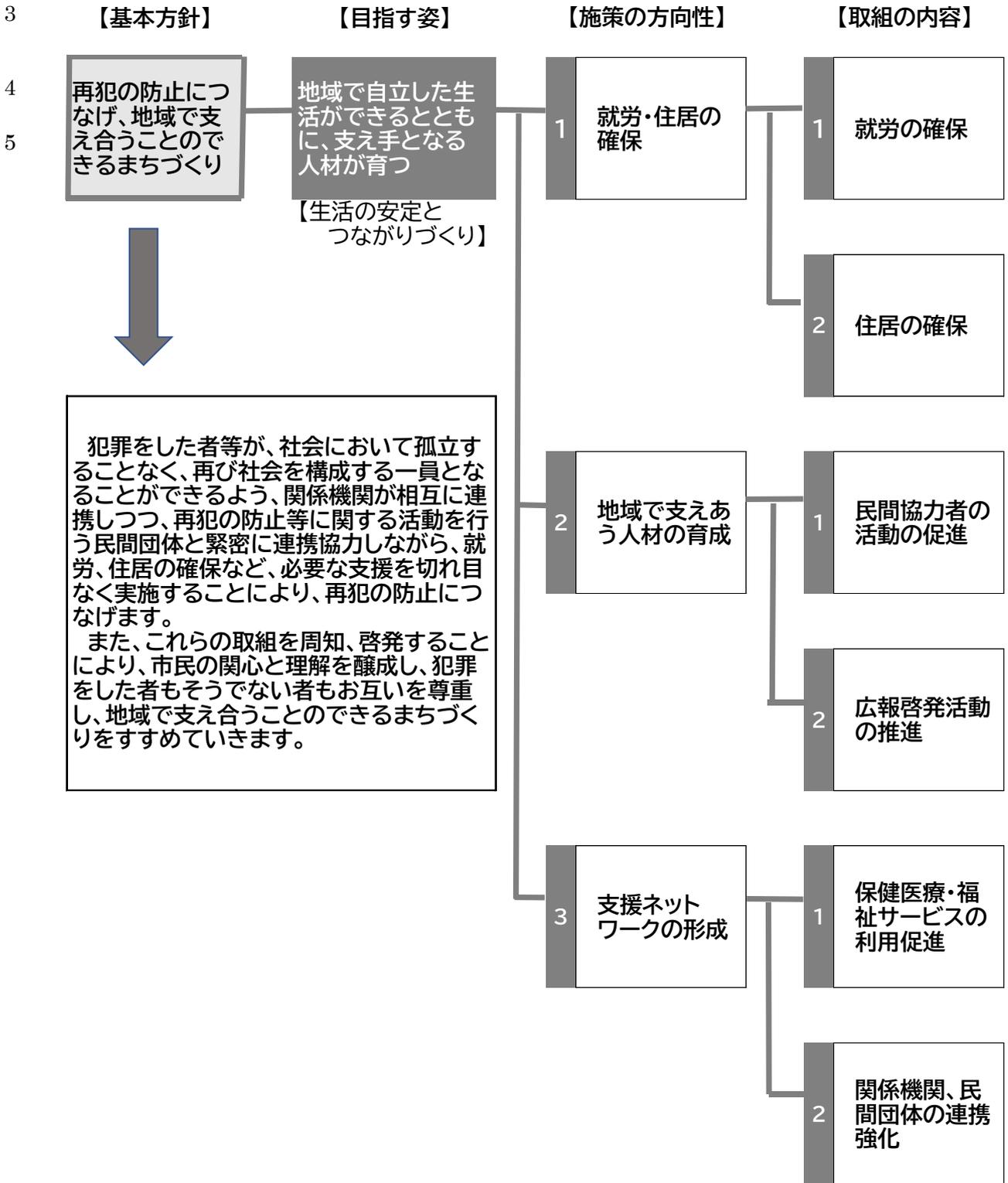
誰もが再犯しないこと、再犯におちいらないことを目標とし、本計画を推進していきます。



再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として安定した生活が送れる
よう、本人が立ち直りに向けた努力をすることはもちろん、立ち直り
を支える地域をつくります。

4 体系と取り組みの内容

(1) 体系



1 (2) 取り組みの内容

2 基本方針に基づき、国、県の再犯防止推進計画を踏まえ、次の6つの重点施策に取り組み
3 ます。

5 重点施策1-1 就労の確保

- 6 ・ 生活に困窮している人に対し、就労により自立できるよう相談支援を実施しま
7 す。
- 8 ・ 仕事に就くのが難しい人に対し、生活習慣等に関する助言や就労体験を実施し
9 ます。
- 10 ・ 生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な生活保護を実施し、
11 就労による自立を支援します。
- 12 ・ 「更生保護協力事業主会」「協力雇用主」の登録の呼びかけを行い、求職者に適
13 合する事業所がある場合、事業所を紹介します。
- 14 ・ 市の競争入札参加資格審査における評価基準として、「協力雇用主」に登録し
15 ている事業所への優遇措置を実施します。

17 重点施策1-2 住居の確保

- 18 ・ 職を失って生活に困窮し、住居を失うおそれのある人等に対し、家賃を補助し
19 ます。
- 20 ・ 住居を失った人に対し、一時的な生活の場と食事を提供し、住居の確保を支援
21 します。
- 22 ・ 住宅に困窮する低所得者に対し、低額な家賃で市営住宅を賃貸します。
- 23 ・ 自立した生活が困難な高齢者や障がい者に対し、社会福祉施設への入所調整
24 を実施します。

26 重点施策2-1 民間協力者の活動の促進

- 27 ・ 保護司会や更生保護女性会等の活動を支援し、更生保護活動の広報、周知に取
28 り組みます。
- 29 ・ 保護司会に対し補助金を交付し、保護司の担い手の確保を支援します。
- 30 ・ 市の競争入札参加資格審査における評価基準として、「協力雇用主」に登録し
31 ている事業所への優遇措置を実施します。(再掲)

33 重点施策2-2 広報啓発活動の促進

- 34 ・ 地域や学校等で、犯罪をした者等に対する警戒心や偏見の解消、地域での受け
35 入れのための意識啓発活動を実施します。
- 36 ・ 毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報、啓発活動に取り組みま
37 す。
- 38 ・ 再犯防止に関する本市の取り組みや、更生保護団体の取り組みに関する情報
39 発信など、市民に広く周知します。

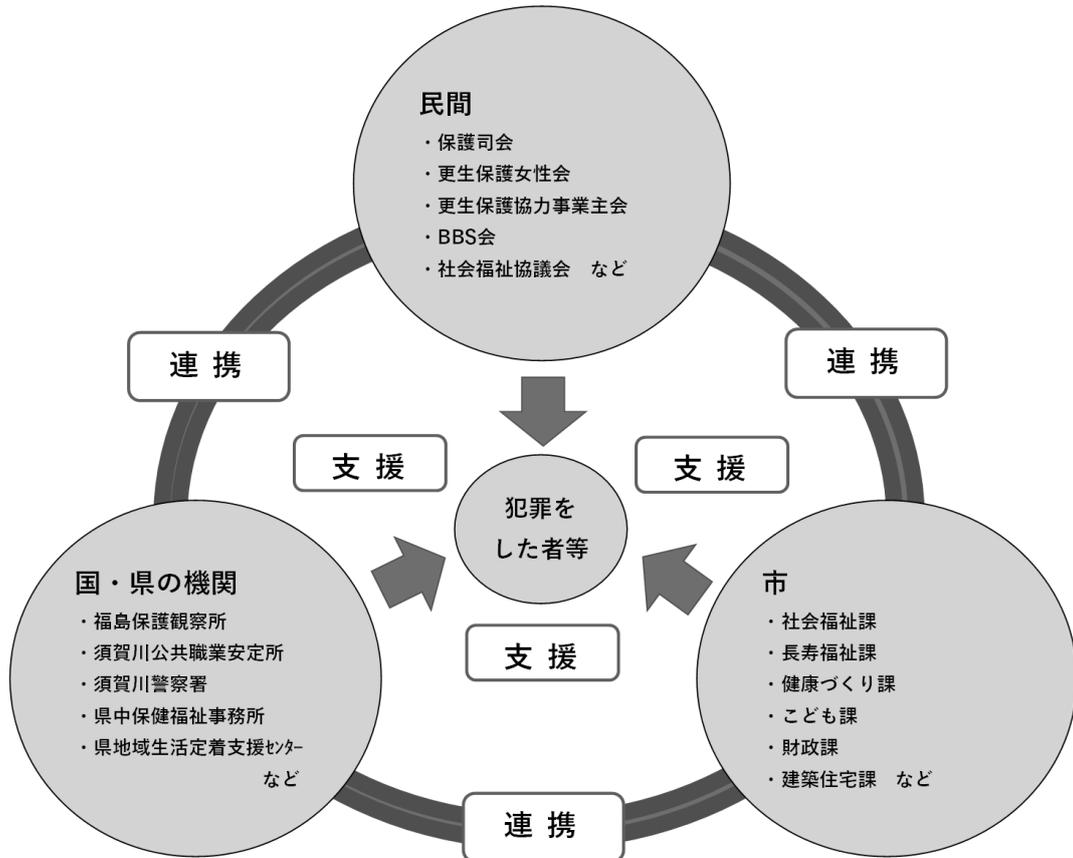
重点施策3-1 保健医療・福祉サービスの利用促進

- ・ 相談等を通じて、適切な医療や円滑な福祉サービスの利用につながるよう支援します。
- ・ 自立した生活が困難な高齢者や障がい者に対し、必要に応じて福祉サービス等の利用調整を実施します。
- ・ 小中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して、薬物乱用防止教室を開催し、薬物使用の抑制を図ります。
- ・ 薬物使用の未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物乱用防止の広報、周知活動に取り組みます。

重点施策3-2 関係機関、民間団体の連携強化

- ・ 再犯防止推進計画の進捗状況、重点施策の取組状況等について、関係者による再犯防止のための会議を開催し、協議します。
- ・ 満期釈放による刑事司法手続を離れた人等の必要な支援が届いていない人の支援について、個別のケース会議を開催し、協議します。
- ・ 毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報、啓発活動に取り組みます。(再掲)

関係機関の連携(イメージ図)



1 **【再犯防止推進計画・取り組み一覧】**

2 **重点施策1-1 就労の確保**

No.	取組		取組内容	担当
1	生活困窮者の就労支援	生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄りそい相談支援を実施します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会、須賀川公共職業安定所
		生活困窮者就労準備支援事業	仕事に就くのが難しい人に対し、規則正しい生活習慣等に関する助言や、就労体験の実施など、就労するための能力形成を支援します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会
2	生活保護受給者の就労支援(生活保護事業)		生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を実施しながら、就労等による自立を支援します。	市(社会福祉課)、須賀川公共職業安定所
3	「更生保護協力事業主会」と連携した就労支援		就労先の希望等を確認するなかで、「更生保護協力事業主会」に適合する事業所がある場合、連携して事業所を紹介します。	保護司会、更生保護協力事業主会、須賀川公共職業安定所
4	就労に係わる受け皿の確保		保護司会や保護観察所と連携を図りながら、「更生保護協力事業主会」「協力雇用主」の登録の呼びかけを行います。	保護司会、更生保護協力事業主会、保護観察所、須賀川公共職業安定所
5	競争入札参加資格審査での「協力雇用主」に対する優遇措置		市の競争入札参加資格審査における評価基準として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への優遇措置を実施します。	市(財政課)

3

4

5 **重点施策1-2 住居の確保**

No.	取組		取組内容	担当
6	生活困窮者の住居支援	住居確保給付金	職を失って生活に困窮し、住居を失った人または賃貸する住居を失うおそれのある人に対し、家賃を補助します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会
		一時生活支援事業	住居を失った人に対し、一時的な生活の場と食事を提供し、住居の確保を支援します。	市(社会福祉課)、社会福祉協議会
7	市営住宅への入居		住宅に困窮する低所得者に対し、低額な家賃で賃貸します。	市(建築住宅課)
8	社会福祉施設への入居調整		自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者に対し、社会福祉施設への入所調整を実施します。	地域生活定着支援センター、市(社会福祉課、長寿福祉課)

6

7

1

2

重点施策2-1 民間協力者の活動の促進

No.	取組	取組内容	担当
9	更生保護団体の活動支援と周知	更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報、周知に取り組みます。	市(社会福祉課)
10	保護司会への活動支援	更生保護活動に取り組んでいる保護司会に対し補助金を交付し、保護司の担い手の確保を支援します。	市(社会福祉課)
11	競争入札参加資格審査での「協力雇用主」に対する優遇措置(再掲)	市の競争入札参加資格審査における評価基準として、保護観察所の「協力雇用主」に登録している事業所への優遇措置を実施します。	市(財政課)

3

4

5

6

重点施策2-2 広報啓発活動の推進

No.	取組	取組内容	担当
12	更生保護団体の活動	地域や学校等で、犯罪をした者等に対する警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動を実施します。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会
13	社会を明るくする運動の周知・啓発	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報・啓発活動に取り組みます。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、市(社会福祉課)、警察署、県中保健福祉事務所
14	広報等による理解促進	再犯防止に関する本市の取組や、更生保護団体の取組に関する情報発信など、市民に広く周知します。	市(社会福祉課)、保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会

7

8

1
2

重点施策3-1 保健医療・福祉サービスの利用促進

No.	取組	取組内容	担当
15	高齢者、障がい者、薬物依存症者の相談支援	高齢者、障がい者の相談員、保健師等による相談等を通じて、適切な医療や円滑な福祉サービスの利用につながるよう支援します。	市(社会福祉課、長寿福祉課、健康づくり課、こども課)、県中保健福祉事務所
16	福祉サービス等の利用調整	自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者に対し、必要に応じて福祉サービス等の利用調整を実施します。	地域生活定着支援センター、市(社会福祉課、長寿福祉課)
17	薬物乱用防止教室の開催	小中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して、薬物乱用の状況、健康への弊害等について講義を実施し、薬物使用の抑制を図ります。	県中保健福祉事務所、保護司会
18	薬物乱用防止の啓発	薬物使用の未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物乱用防止の広報・周知活動に取り組みます。	県中保健福祉事務所

3
4
5
6

重点施策3-2 関係機関、民間団体の連携強化

No.	取組	取組内容	担当
19	再犯防止のための会議の開催	再犯防止推進計画の進捗状況、重点施策の取組状況等について、関係者による再犯防止のための会議を開催し、協議します。	市(社会福祉課)、保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、保護観察所、須賀川公共職業安定所、警察署、県中保健福祉事務所、地域生活定着支援センター
20	再犯防止のためのケース会議の開催	満期釈放による刑事司法手続を離れた人等の必要な支援が届いていない人の支援について、個別のケース会議を開催し、協議します。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、市(社会福祉課)、警察署、県中保健福祉事務所
21	社会を明るくする運動の周知・啓発(再掲)	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の広報・啓発活動に取り組みます。	保護司会、更生保護女性会、更生保護協力事業主会、BBS会、市(社会福祉課)、警察署、県中保健福祉事務所

7
8
9

第7章 第2次いのち支える 須賀川市自殺対策行動計画

1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法の制定や、地方自治体での地域自殺対策計画の策定など、国を挙げた総合的な対策の結果、全国の自殺者は、自殺対策基本法制定時での2006(平成18)年の3万人台から、2019(令和元)年には2万人台へ減少しましたが、対策の目標とした「自殺死亡率の30%減少」には至っていない上に、女性や若者で増えてしまっている状況にあります。

本市においては、自殺死亡率は低下傾向にあるものの、依然として、かけがえのない命が自殺に追い込まれてしまう事例が絶えません。

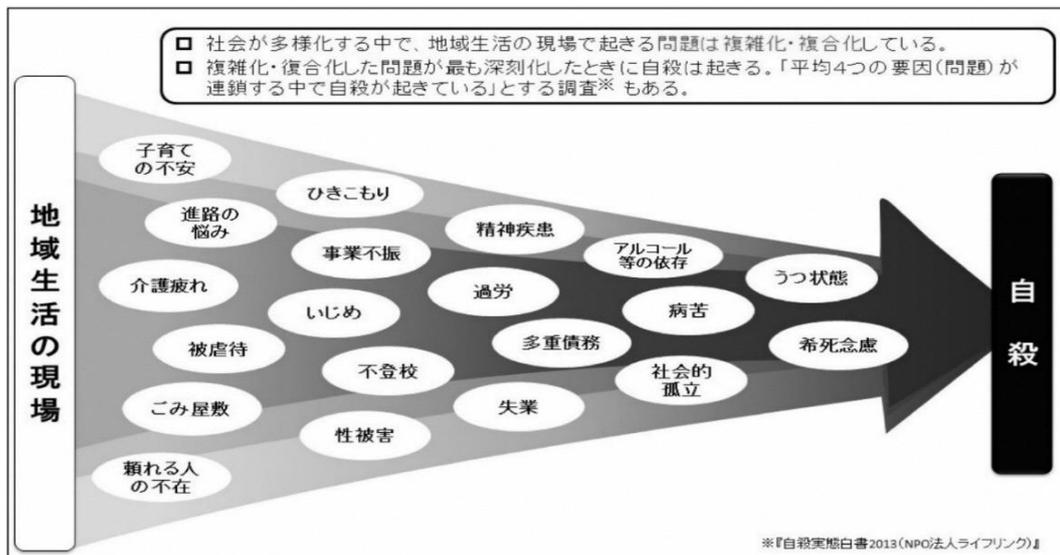
自殺の多くは、本当は生きていたいのにもかかわらず、生きる道が閉ざされてしまった「追い込まれた末の死」であり、このことは社会全体で認識しなければなりません。

自殺の背景には、その人自身の心の問題に留まらず、過労、経済的困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因(「図1:自殺の危機要因イメージ図」参照)が複雑に重なり、平均すると4つ以上(「図2:背景にある主な自殺危機経路」参照)が複合的に連鎖しています。

自殺を防ぐためには、要因それぞれに対応した、一人ひとりの生活を守る「生きることの包括的な支援」が必要となります。

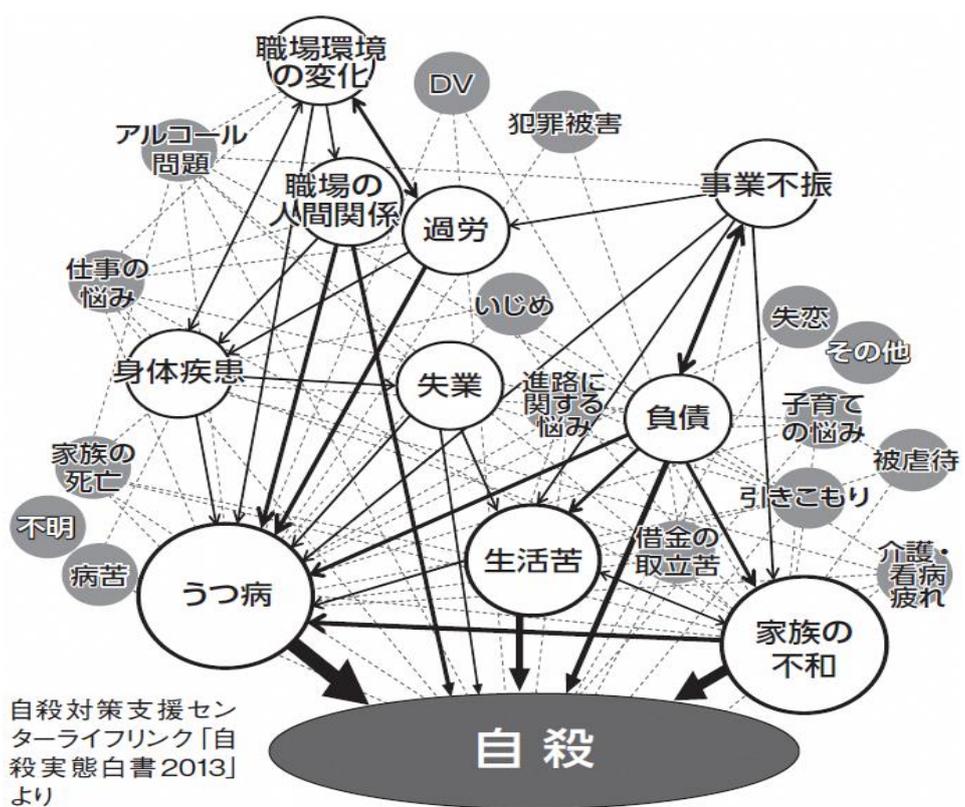
この「生きることの包括的な支援」は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連する施策を有機的に連携するもので、世界共通の目標である、持続可能でよりよい社会の実現を目指した「SDGs」の基本理念のひとつである「誰一人取り残さない」の達成につながるものでもあります。

こうした背景のもと、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指すため、自殺対策を総合的に推進することを目的とした「いのち支える須賀川市自殺対策行動計画」を策定します。



(図1)自殺の危機要因イメージ図

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25



(図2)背景にある主な自殺の危機経路

2 計画の性格・位置付け

地域の実情を勘案して定める「須賀川市健康増進計画」等との整合を図り、「須賀川市地域福祉計画」と一体的に策定します。

《自殺対策の基本方針》

●令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱に則り、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点を掲げます。

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③ 段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- ⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

*内容については、●ページ参照

3 計画の期間

本計画の計画期間は、「須賀川市健康増進計画」との整合性を図り、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。

なお、国の動向や社会情勢の変化によっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、2026(令和8)年までに、自殺死亡率を2015(平成27)年の18.5から30%以上減少させた13.0以下とすることを目標としています。

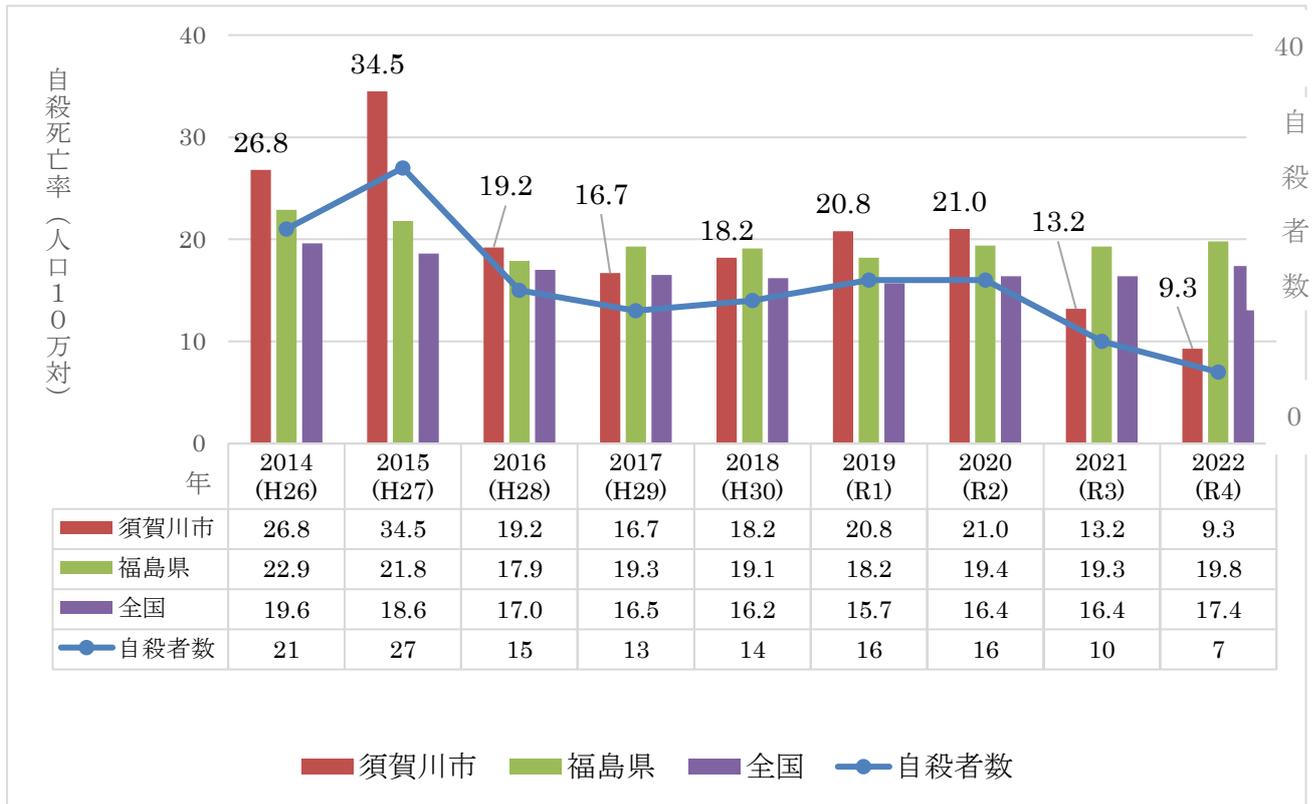
本市では、今後「誰一人として自殺に追い込まれない」ことを目標とし、本計画を推進していきます。

5 須賀川市の自殺に関する状況

(1) 自殺者の推移

ア 自殺死亡率

本市の自殺死亡率は、若干の増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。2022(令和4)年の自殺死亡率は、9.3(自殺者7人)と、自殺死亡率が最も高かった 2015(平成 27)年と比べると大きく減少し、県や全国を下回っています。



出典：地域自殺実態プロフィール2022(2014～2021)、警察庁公表 2022(令和4)年確定値

*自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの年間自殺者数を表します。

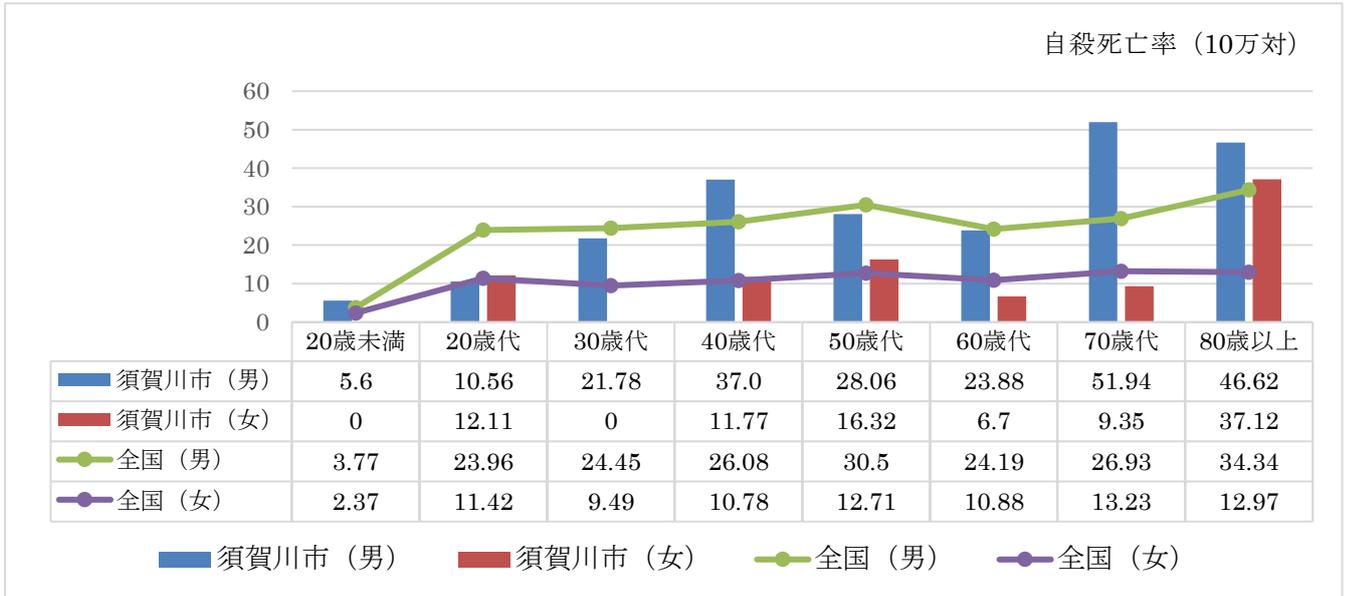
$$\frac{\text{自殺者数} \times 100,000}{\text{人口}}$$

*「地域自殺実態プロフィール」とは

●効果的な自殺対策を推進していくために、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が、地域の自殺の実態を分析した基礎資料として、毎年各自治体に情報提供しています。この資料を基に、本市の自殺対策施策の評価と立案を行います。

イ 男女・年代別自殺死亡率(2017(平成 29)年～2021(令和3)年5年間の平均)

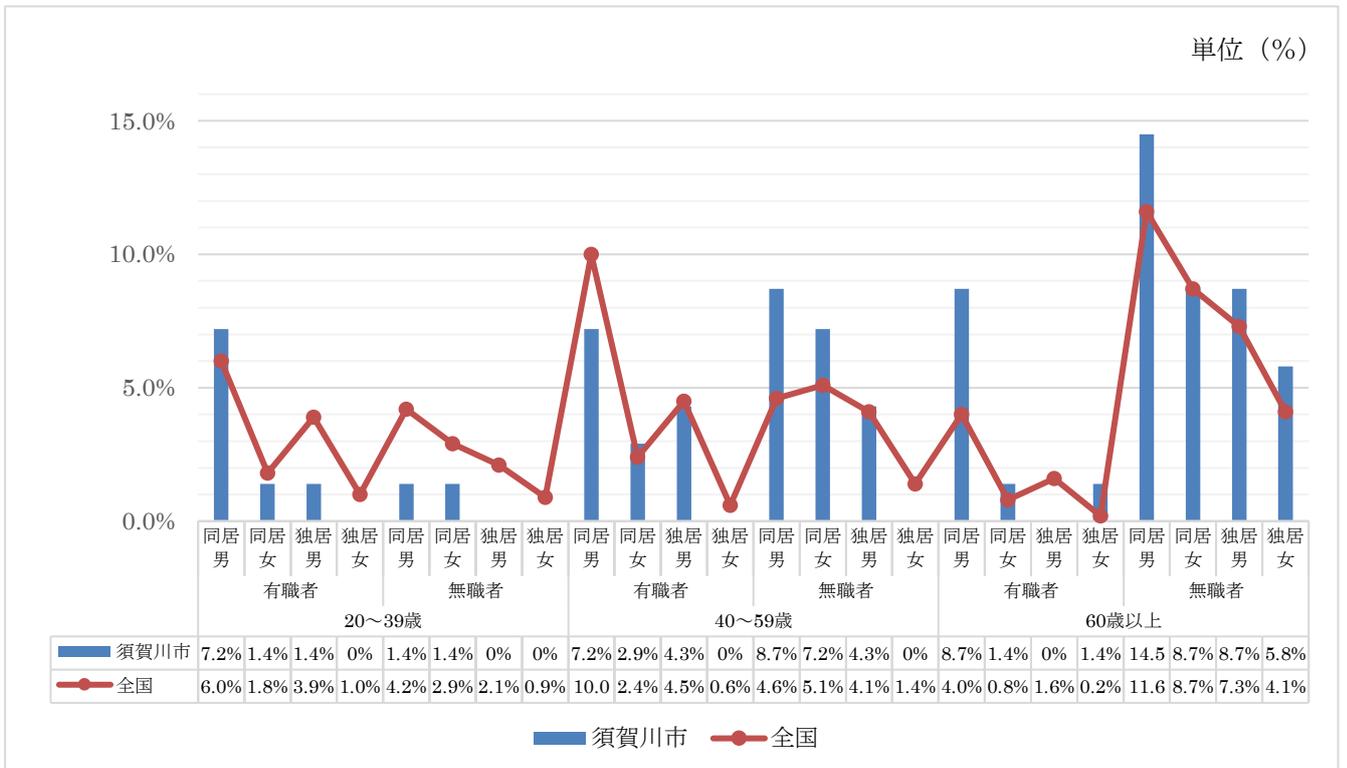
本市は男女共に高齢者の自殺死亡率が高く、特に男性では 70 歳代以上、女性では 80 歳以上の自殺死亡率が全国よりも高い傾向にあります。



出典: 地域自殺実態プロフィール2022

ウ 性別・年齢別・職業・同居人の有無別の自殺者の割合(2017(平成 29)年～2021(令和3)年5年間の合計)

性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者の割合は、男女共に「60 歳以上・無職・同居」が最も高く、全国を上回っています。



* 須賀川市の自殺者の割合は、2017(平成 29)年から 2021(令和3)年までの5年間の合計自殺者数 69 人 (P41 参照)が母数となっています。

出典: 地域自殺実態プロフィール2022

1

(2) 自殺防止等対策事業関係機関の意見

自殺予防を地域で広めるために必要だと思う取り組みについて
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の中の行事に参加できない人を拾い上げる取り組み ➤ 訪問先でいろいろと話をすると落ち着く人もいることから、傾聴ボランティア的なものが必要 ➤ 警察、消防は連絡があってから介入するため、予防が難しい。 ➤ 郵便局で「見守りサービス」を行っている。 ➤ 各関係機関で取り組んでいる事業や活動は、自殺予防に必要な取り組みとして今後も継続していきたい。 ➤ 小・中学生に対する SOS の出し方に関する教育を継続していきたい。 ➤ 相談窓口が記載されている啓発ティッシュやチラシ等を配布して相談窓口の周知をしているが、このような地道な取り組みが予防につながるのではないか。 ➤ 小さい頃から SOS を出せるような教育を行うと良いのではないかと思う。 ➤ 実際に声かけをすることは難しいと感じるが、勇気をもって声かけをする人が増えるように啓発していく活動。 ➤ うつは特別なものではなく、風邪をひくように誰にでも起こり得ることなので、自分自身や家族、職場や地域で気づくことができるようにみんなで意識を高める必要がある。 ➤ 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた啓発活動の実施 ➤ 広報ポスターなどをスーパーやコンビニ、金融機関などに配布して啓発活動への協力を得る。

2

自殺防止等対策事業関係機関一覧	
<ul style="list-style-type: none"> ・県中保健福祉事務所 ・須賀川薬剤師会 ・すかがわ介護支援専門員協議会 ・相談支援事業所 ・須賀川市社会福祉協議会 ・地域包括支援センター ・須賀川市民生児童委員協議会 ・公立岩瀬病院 ・須賀川消防署 ・須賀川警察署 ・須賀川青年会議所 	<ul style="list-style-type: none"> ・須賀川商店会連合会 ・夢みなみ農業協同組合 ・県理容生活衛生同業組合 ・須賀川美容師会 ・須賀川飲食店組合 ・須賀川信用金庫本店 ・須賀川郵便局 ・須賀川市役所 (学校教育課、収納課、市民安全課 建築住宅課、社会福祉課、こども課 長寿福祉課、保険年金課、健康づくり課)

3

参考：自殺防止等対策事業関係機関担当者会議

4

6 現状の分析

(1)自殺者の傾向

ア 60歳以上、40～59歳男性の自殺者数が多い

本市の自殺者数は、「男性60歳以上・無職・同居」、「男性40～59歳・無職・同居」、「男性60歳以上・無職・独居」、「男性60歳以上・有職・同居」の区分で多くなっています。

イ 女性では、60歳以上で同居者がいる無職者の自殺者数が多い

本市の5番目に多い区分となっています。

ウ 男女共に無職者・失業者・生活困窮者の自殺者数が多い

自殺の背景となる危機経路を見ると、男女共に無職者が多く、失業や退職から経済的な問題が生じ、家庭の問題や身体疾患が重なってしまい、うつ状態となる経路が多くなっています。

エ 子ども・若者の自殺者

本市の児童生徒の自殺者は皆無ではありません。自分で解決することが難しい場合に、周囲にSOSを発信できない児童生徒がいると考えられます。

オ 自殺に至る前に自殺未遂の既往がみられる

国や市の事例から、自殺者の20%以上に未遂の既往があります。

【本市の主な自殺者の傾向(2017(平成29)年～2021(令和3)年 5年間の合計)】

自殺者の特徴 (5区分)	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
男性60歳以上 無職同居	10	14.5%	37.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
男性40～59歳 無職同居	6	8.7%	182.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態 →自殺
男性60歳以上 無職独居	6	8.7%	154.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生 活への悲観→自殺
男性60歳以上 有職同居	6	8.7%	23.4	【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依 存→うつ状態→自殺 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ 状態→自殺
女性60歳以上 無職同居	6	8.7%	12.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

* 自殺死亡率の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センター(JSCP)にて推計

** 図3「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013を参考

・ 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

出典:地域自殺実態プロフィール2022

7 計画の方向性

(1) 基本方針

自殺は「追い込まれた末の死」であり、「生きることの支援」があれば「避けられる死」であることを改めて認識し、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会を構築していく必要があります。

本市では、第2次のいち支える自殺対策行動計画の基本方針を「だれも自殺に追い込まれることのない須賀川市の実現」とします。

また、2つの「目指す姿」を設定し、実効性を高めながら施策を推進します。

(2) 目指す姿

目指す姿1 お互いを尊重する意識を共有するとともに、支え手となる人材が育つ **【寄り添う心の醸成・支え手の育成】**

【現状の課題】

- ・家庭や学校、職場や地域の中で、市民一人ひとりが心の不調に早期に気づき、対処する、「地域のメンタルヘルスリテラシー*」が浸透していない。

【施策の方向性】

- ・市民への啓発と周知による理解向上
- ・自殺対策を支える人材の育成

目指す姿2 ためらわずに相談することができ、地域で安心して暮らすことができる **【安心して暮らせるつながりづくり】**

【現状の課題】

- ・困難やストレスに直面した時に助けの声を上げることが十分に身につけていない。

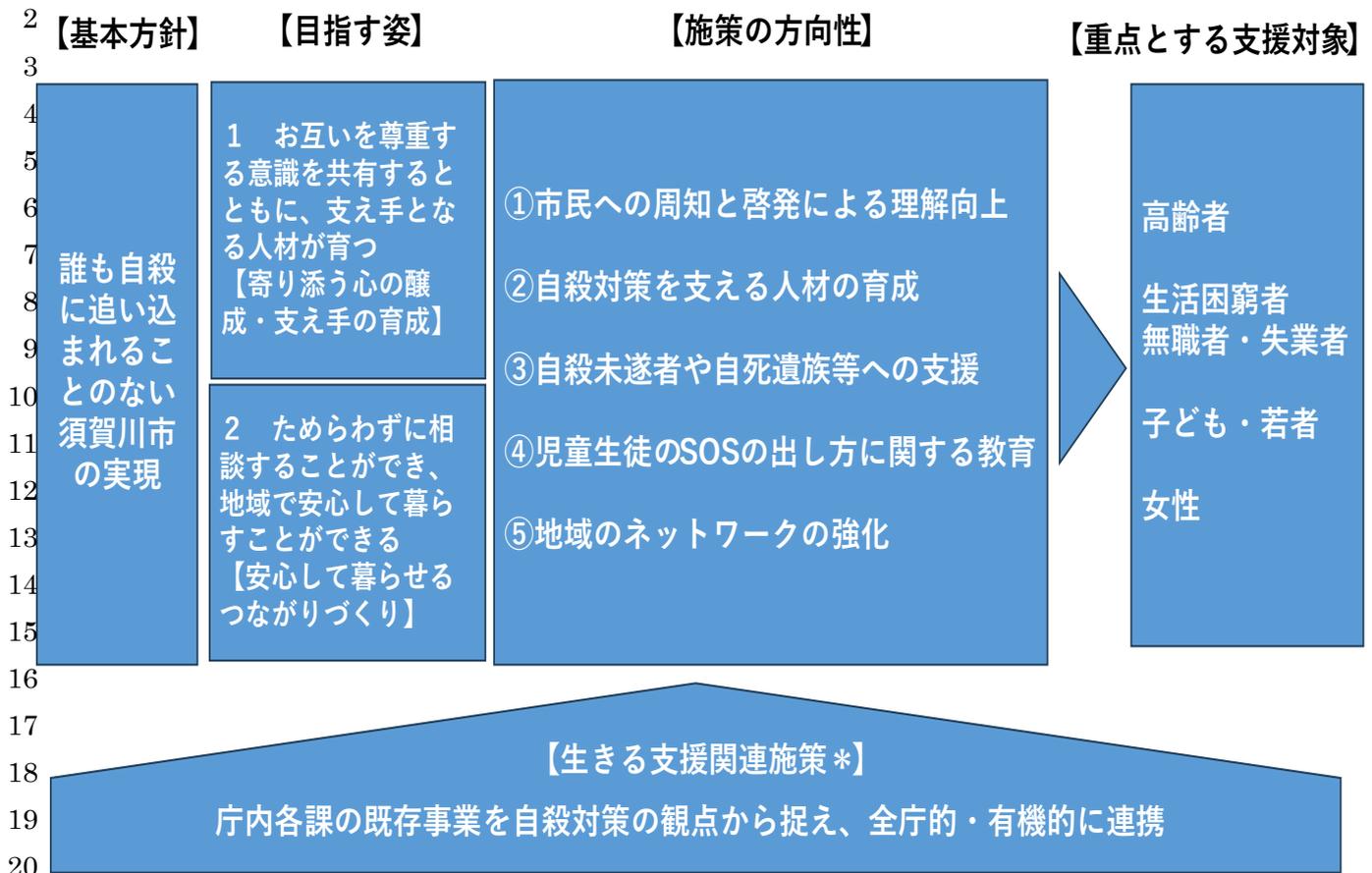
【施策の方向性】

- ・自殺未遂者や自死遺族等への支援
- ・児童生徒の SOS の出し方に関する教育
- ・地域のネットワークの強化

本計画の推進に当たっては、自殺者が多い「高齢者」をはじめ、社会的な影響を受けやすい「生活困窮者(無職者、失業者を含む)」、「子ども・若者」、「女性」を重点とする支援対象として、より対象に寄り添った伴走型の施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より全庁的・有機的に自殺対策を推進していきます。

1 (3) 施策の体系



※「生きる支援関連施策」は、53 ページ以降に一覧として掲載します。

※「いのちを支える自殺対策推進センター」(JSCP)が提供する「地域自殺実態プロファイル」に示している「基本施策」は、本計画において「施策の方向性」として、「重点施策」は「重点とする支援対象」として表記しています。

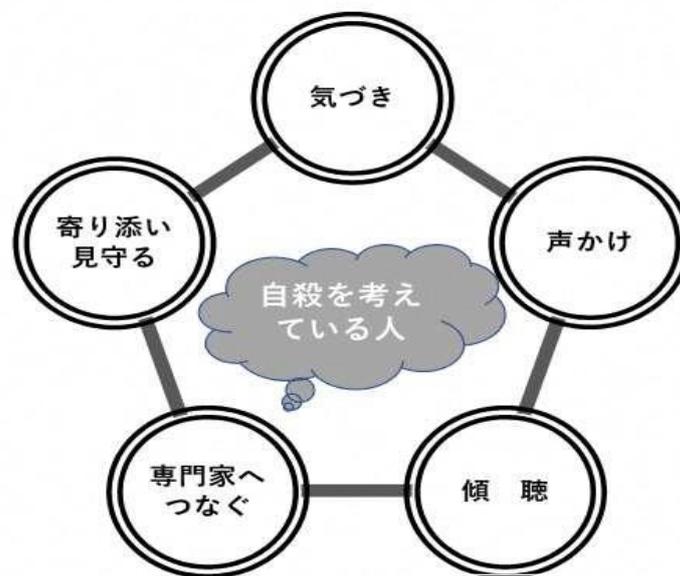
8 施策の方向性

目指す姿1 寄り添う心の醸成・支え手の育成

(1)市民への周知と啓発による理解向上

自殺に追い込まれてしまっている人の心情や背景は、周りに理解されにくいものですが、身近にいるかもしれない、そうした人に対して、「自殺対策の基本的な心構え(図3参照)」を市民皆で意識を共有することを目指し、「うつ予防講演会」など、各種啓発活動に取り組みます。

また、経済的な困窮を抱えた人や生活に不安を抱えている人などが、周囲に助けを求められ、円滑に必要な支援につながることができるよう相談窓口を周知していきます。



(図3)自殺対策の基本的な心構え

(2)自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であり、そのための人材の育成が必要です。

日ごろから住民と接する機会が多い、市職員や民生・児童委員、主任児童委員、介護支援専門員、地域ボランティア等のほか、それぞれの地域や職域において、「自殺対策の基本的な心構え」を身に付けた「ゲートキーパー」を養成し、市民をはじめ地域の保健、福祉、教育、民間団体等の相談機関での自殺対策への参画促進と、それぞれの立場に応じた対策の支え手となる人材を育成します。

1 **目指す姿2** 安心して暮らせるつながりづくり

2 **(1)自殺未遂者や自死遺族等への支援**

3 自殺未遂者の再企図を防ぐことは、優先すべき課題です。

4 未遂者に対し、一般、精神、救急の各医療機関における身体的、精神的な治療がなされた後
5 に、円滑に日常生活に戻ることができるよう、その人の抱える様々な問題に対して、関係機関
6 の有機的な連携のもと、継続的な医療支援や、相談機関へつなぐことができるよう取り組みま
7 す。

8 また、自殺に対する誤った認識や、風評等により、悩みや苦しさが打ち明けられにくい状況
9 は、支援の妨げになりかねないことから、自殺者や自殺未遂者、そしてその親族の名誉と生活
10 の平穏のための取り組みを推進します。

11 **(2)児童生徒のSOSの出し方に関する教育**

12 社会において直面する様々な困難や、心理的負担への対処方法(メンタルヘルスリテラシー)
13 を身に付けることは、自らを守るために世代にかかわらず必要なことです。

14 その中で、児童・生徒等の若年世代は、心身ともに未成熟であり、「困難やストレスに直面し
15 た時に助けの声を上げる」ことが十分に身に付いていないことから、学校や教育委員会、民間
16 団体等と連携して、命の大切さを実感でき、自殺の要因への正しい理解や適切な対応、そして
17 SOSの出し方を習得できるような教育を進めていきます。

18 また、自殺のリスクが高い子どもに対しては、関係する機関が連携して迅速かつ適切に対応
19 にあたります。

20 **(3)地域のネットワークの強化**

21 自殺には図1や図2に掲げているように、様々な要因が複雑に関係しているため、自殺に追
22 い込まれようとしている人には、精神保健的な視点に加えて、社会・経済的な視点も含んだ包
23 括的な支援が必要です。

24 保健・福祉・介護・教育等、自殺対策と関連が深い分野や、地域のネットワーク等との連携の
25 強化に取り組み、「自殺防止等対策事業関係機関担当者会議」などにより、情報と認識を共有し
26 ます。

27

28

9 重点とする支援対象

(1)高齢者

高齢者は、加齢に伴う体力の低下や疾病などの健康問題に起因し、閉じこもりや抑うつ状態から、孤立・孤独に陥りやすい特有の傾向があり、それぞれの背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の適切な支援のもと、高齢者の心の健康を守るための居場所づくりや、見守り活動、社会参加への導きなど、高齢者が生きがいを感じられるような施策の推進を図ります。

(2)生活困窮者・無職者・失業者

生活の困窮は、心の健康を損ないやすく、自殺の大きな要因となっています。

これらの人々が安心して生きられるようにするためには、生活困窮者自立支援と精神保健衛生とを連動させ、効果的かつ包括的な対策を進めるとともに、制度の挟間にある人や、複合的な課題を抱え、自ら相談に至ることが困難な人を早期に発見、確実に支援していくため、重層的支援体制整備事業との連携を図ります。

(3)子ども・若者への支援

子どもや若者の自殺を防ぐためには、周囲が早期に気づいてあげることや、不安や悩みが打ち明けやすい環境が必要であり、支援の充実のためには、学校や家庭にとどまらず、地域の児童福祉関係機関や重層的支援体制整備事業等との連携が重要となるため、様々な機関や人々と連携のもと、支援するネットワークの構築を目指します。

(4)女性への支援

女性の自殺対策は、妊産婦から高齢者まで、女性に特有なライフサイクルに合わせた視点を踏まえて講じていく必要があります。雇用問題や DV、性暴力被害、予期せぬ妊娠等、困難な問題を抱える女性の様々なニーズに対応できる相談体制の整備を進めます。

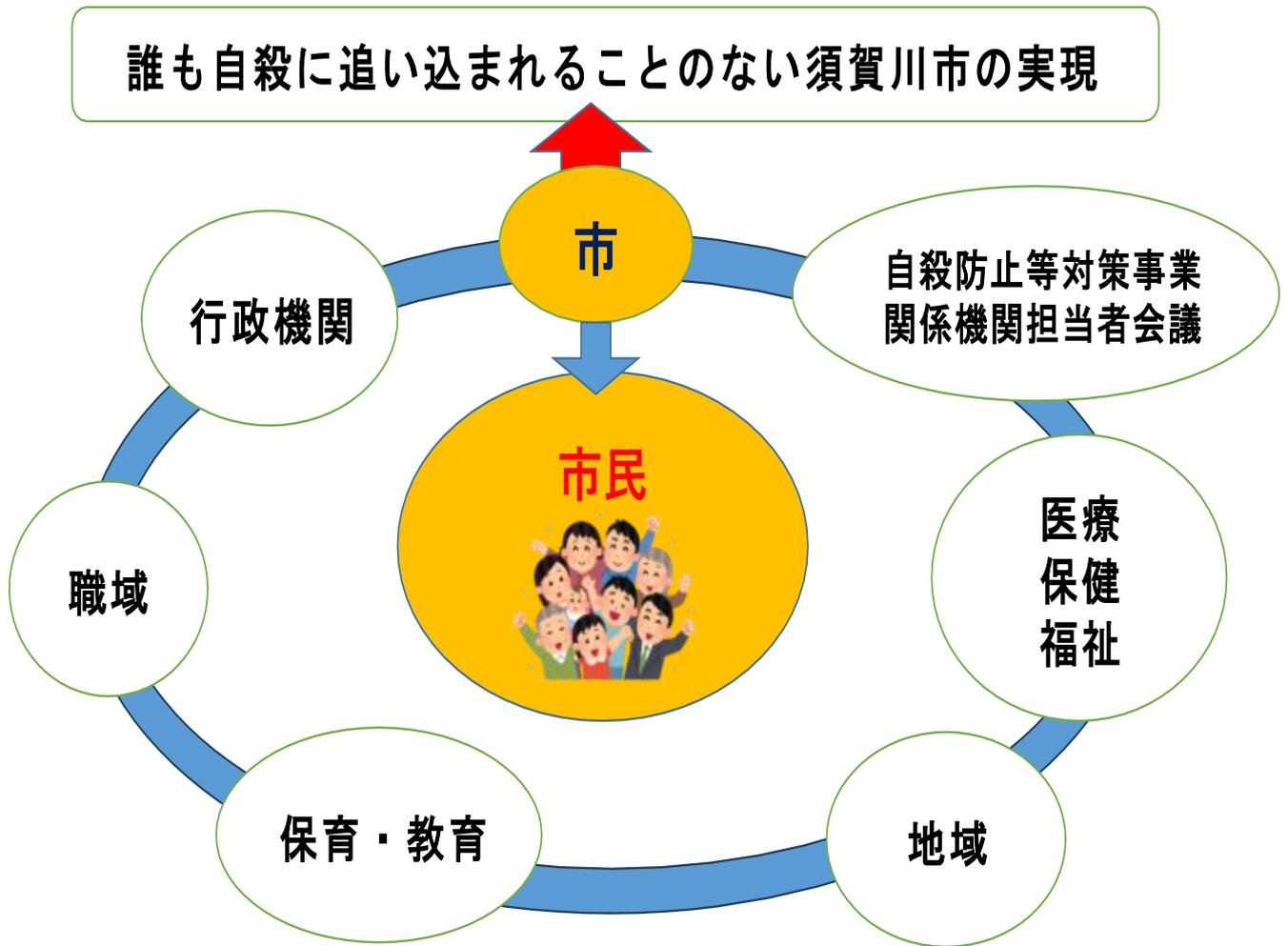
～ 精神科医師からのアドバイス ～

- 死にたい気持ちになる前に相談できることは、その人の「生きる力」になる。
- 気になる人に声をかけることは難しいといわれるが、話を聴いた人が全てを抱え込まなくてもよい。後々のことまでを考えると声をかけにくくなってしまう。
- 声をかけた人は、ひとりで抱え込まずに誰かと連携することも重要である。
- 「うつ」は特別なものではなく、心の風邪のような病気である。誰にでも起こりうる病気だという認識をもつ。

10 計画の推進

(1) 自殺対策の推進体制

自殺対策について、庁内関係部署・関係機関との緊密な連携と協力により、自殺対策を包括的・総合的に推進します。また、自殺防止等対策事業関係機関担当者会議から広く意見を取り入れることで、目標達成に向けた自殺対策事業を推進します。



(2) 施策の評価・進行管理

本計画における取り組みについては、PDCA サイクルによる須賀川市行政評価を実施し、さらに「いのち支える自殺対策推進センター」(JSCP)が推進する「市町村自殺対策計画の進捗確認における確認シート」によって、年一回の進捗管理や評価を実施します。

1 **【自殺対策事業一覧】**

(施策の方向性)

- 2 1 市民への周知と啓発による理解向上
 3 2 自殺対策を支える人材の育成
 4 3 自殺未遂者や自死遺族等への支援
 5 4 児童生徒の SOS の出し方に関する教育
 6 5 ネットワークの強化

(重点とする支援対象)

- 1 高齢者
 2 生活困窮者・無職者・失業者
 3 子ども・若者
 4 女性

5	6	7	施策の方向性					支援対象			
			周知と啓発	人材育成	未遂者等への支援	児童生徒の教育	地域ネットワーク	高齢者	生活困窮者等	子ども・若者	女性
8	健康づくり課	ゲートキーパー養成研修	▼市民や地域の団体等を対象にゲートキーパーを養成し、自殺防止の普及啓発を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○
9		うつ予防講演会	▼市民等を対象にうつ病について学ぶ機会を提供し、地域のメンタルヘルスリテラシーの向上を図る。	○	○	○			○	○	○
10		自殺予防啓発活動	▼市広報やホームページ等を活用し、心の健康について普及・啓発を行い、庁内や福祉関係機関の窓口相談窓口のチラシ等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○
11		自殺防止等対策事業関係機関担当者会議	▼保健・医療・福祉・介護等の各関係機関との会議を実施し、自殺防止等対策の推進及び自殺未遂者等の支援体制構築を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○
12											

13
14
15
16
17
18
19

【生きる支援関連施策一覧】

庁内の関連事業を把握するために、各課の事業・業務について「自殺対策と関連する、もしくは事業の工夫によって自殺対策に関連させる可能性がある事業」を抽出しました。

各課の事業や業務を行い、市民と接する機会の中で、悩んでいる人に『気づき』、悩んでいることが解決できるように、その人の思いに寄り添いながら『聴き』、その人を支援ができる関係部署等に『つなぐ』ことは、一人ひとりが担うことのできる大切な役割です。

掲載した事業の他にも数多くの事業・業務がありますが、あらゆる機会を捉えて市民に対する周知と啓発に努めていきます。

施策の方向性	取り組み内容・主な事業	担当課
市民への周知と啓発による理解向上	<p>▼自分の周りにいるかもしれない自殺の徴候がある人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等について意識を共有できるよう相談業務や保健指導などを通じて市民へ周知と啓発を行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民相談等運営事業 ・重層的支援体制推進事業 ・障がい者相談支援委託事業 ・生活支援体制整備事業 ・健康増進教育相談事業 ・母子保健教育相談事業 等 	市民安全課 収納課 市民協働推進課 図書館 社会福祉課 長寿福祉課 健康づくり課
自殺対策を支える人材の育成	<p>▼誰もが様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき対応ができるよう、ゲートキーパー養成研修を開催する。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修推進事業 ・ゲートキーパー養成研修 等 	人事課 健康づくり課
自殺未遂者や自死遺族等への支援	<p>▼自殺未遂者の再企図を防ぐため、継続的な医療支援や相談機関へつなぎ、自殺者や自殺未遂者に対する誤解や風評等を防ぐよう取り組みを行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・子育て世代包括支援センター運営事業 ・心の教室相談員支援事業 ・家庭児童相談室・児童虐待防止相談室運営事業 等 	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課 こども課
児童生徒のSOSの出し方に関する教育	<p>▼児童・生徒等が命の大切さを実感し自殺の要因への正しい理解や適切な対応、そしてSOSの出し方を習得できるような教育を行う。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯子どもの学習支援委託事業 ・子育て世代包括支援センター運営事業 ・いじめ不登校対策事業 等 	社会福祉課 健康づくり課 学校教育課
地域のネットワークの強化	<p>▼保健・福祉・介護・教育等、自殺対策と関連が深い分野や地域のネットワーク等との連携の強化を図る。</p> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進事業 ・重層的支援体制推進事業 ・須賀川地方地域自立支援協議会 ・地域包括支援センター運営事業 ・地域ケア会議推進事業 ・健康づくり推進員活動事業 ・学校適応指導事業 ・家庭児童相談室・児童虐待防止相談室運営事業 等 	生涯学習スポーツ課 社会福祉課 長寿福祉課 健康づくり課 学校教育課 こども課

1 (参考資料)自殺総合対策の基本方針

2 2022(令和4)年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱に則り、自殺総合対策の基本方針
3 として、以下の6点を掲げます。

5 (1)生きることの包括的な支援として推進

6 個人においても地域においても、失業や多重責務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自
7 殺のリスク要因)」よりも自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの
8 促進要因(自殺に対する保護要因)」が下回ったときに、自殺に至る可能性が高まります。

9 そのため、「生きることの阻害要因を減らす」取り組みに加えて、「生きることの促進要因を
10 増やす」ことにも取り組み、その双方を通じて自殺リスクを低下させるように推進する必要が
11 あります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関し、地
12 域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

14 (2)関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

15 自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健
16 的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であり、様々な分野
17 の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

18 自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、虐待、性暴力、ひきこもり、性的マイノリティ
19 等、関連する分野においても、同様の連携の取り組みが展開し、連携の効果をさらに高めるた
20 め、様々な分野で支援にあたる人々それぞれが、自殺対策の一翼を担っているという意識を
21 共有します。

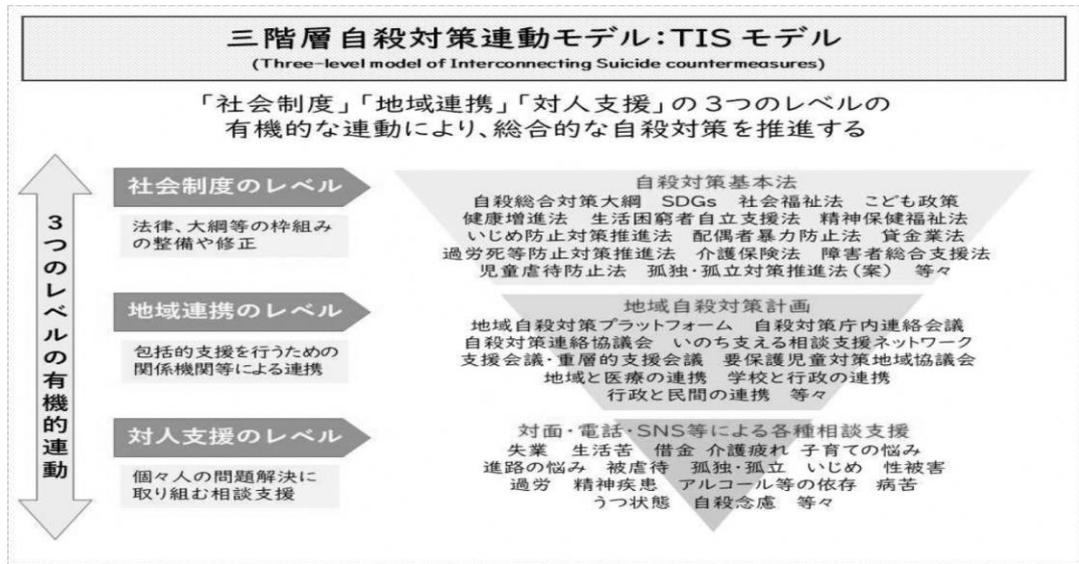
23 (3)段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動

24 自殺対策は社会全体で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」それ
25 ぞれで総合的に推進していきます。

26 これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化」し、「対人支援
27 の強化等に必要な地域連携」の促進、「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備」を一体的
28 なものとして行っていくという考え方(「図4:三階層自殺対策連動モデル」参照)です。

29 また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺
30 発生危険に介入する「危機対応」、そして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における
31 「事後対応」の、時系列ごとの段階において施策を講じます。

1 加えて、教育現場においては、自殺の「事前対応」の「更に前段階での取組」として、児童生
 2 徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。



(図4)三階層自殺対策連動モデル(自殺総合対策推進センター資料)

18 (4)実践と啓発を両輪として推進

19 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ではありますが、危機に陥っ
 20 た人の心情や背景は理解されにくい現実があり、それらへの理解を深めること、危機に陥った
 21 場合には誰かに助けを求めることが必要であるということが、全体の共通認識となるよう、啓
 22 発を行います。

23 身近にいるかもしれない、自殺を考えている人のサインに全ての市民がいち早く気づき、精
 24 神科医等の専門家につないで、その指導を受けながら見守っていくことができるよう、メンタ
 25 ルヘルスの理解促進、広報活動、教育活動等を推進します。

27 (5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

28 自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現
 29 するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働し、自殺対策を推進する
 30 ことが必要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化し、相互の連携・協働の
 31 仕組みを構築していきます。

33 (6)自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

34 自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活
 35 の平穏に十分配慮し、不当に侵害されないよう対策に取り組みます。